

国土交通省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
109	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条を等の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更をしやすいとする。	【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定されて、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。 【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画審議会召集から決定告示まで約6週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の概算から決定告示まで約1週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の概算から決定告示まで約4週間	都市計画法第19条第3項 都市計画法施行令第14条 都市計画法施行規則第13条の2		国土交通省	二本松市	E 提案の実現に向けて対応を検討	都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきたこと。都道府県となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	都道府県が、都市計画決定する場合の国土交通大臣と協議する理由は、法第18条第3項、市区町村が、都市計画決定する場合の都道府県と協議する理由は法第19条第4項に定められておりである。 一方で、都市計画運用指針のⅢ-2運用に当たった際の基本的考え方の2、市町村の主体性と広域的な調整では、「広域の見地からの調整を図る観点」とは、「当該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しない認められる場合等必要な場合」と解される。逆を返すと、これが認められない場合、広域の見地からの調整を図る必要はない解釈できる。 そもそも、軽易な変更を認めるのは、目的とする都市計画の早期実現のために、事務手続きを簡略化し、当初の目的を達成させようとする意味もあるのではないかと。 軽易な変更が、都市計画の当初決定時と何ら変わるものではないと認められるものについては事務手続きを簡略化するべきである。 実態調査については、「軽易な変更となる事項を拡大することの可否については、軽易な変更と認められるべき規模等について」行われることを望む。 また、二本松市では、喫緊の課題として、長期未着手となっている都市計画道路について、市民への負担を強いいる状況である。さらに東日本震災からの早期復興と市民の心復興を早期に実現するために都市計画公園の果たす役割は大きい、このことから、特に「都市計画道路」「都市公園」については、軽易な変更として認めていただきたい。
675	都市計画の軽易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市については道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置	【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手續が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手續の一部省略となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。 【事例(予定含む)】 1 都市高速鉄道 ①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更) (告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満 ②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相鉄鉄道本線(変更) (告示 H26.3.5) 区域変更区間 約330m、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更)による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。 2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定) ①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更) 変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。	都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条		国土交通省	横浜市	E 提案の実現に向けて対応を検討	指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続きが必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を及ぼすことを確認する必要がある。このため、都道府県が都市計画を変更する際には国へ同意付協議が不要とされている軽易な変更についても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために国の見地からの都道府県知事の意見を聴いた上で、国への同意付協議を行っていること。軽易な変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置を早期実現を求めている。なお、本市においては現在、先定定期間を平成28年度としている横浜国際港都建設計画道路 高速横浜環状北線について、都市計画変更を検討している。
601	一部が一般国道または都道府県道に属する市町村道にかける都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決するべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九條第二項では、一般国道と都道府県道(道路法第三条)に掲げられている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道に属している市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるように都市計画法施行令の改正を求める。	【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかける計画を変更する際には、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において協議が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができるとは、したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。 【事例】 交通事故防止のための市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で公道を含んでいるため決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直しに基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で公道及び公道を含んでいるため国同意を要する決定となった。 【懸念に対する方策等】 権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の発揮や、減量化を反映するよう都市計画を見直し」という事項と関連していると考えられる。	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ	別紙あり。 「経済財政運営と改革の基本方針」一版「デフレ・経済再生」(平成25年6月14日閣議決定)と関連あり。	国土交通省	函館市	C 対応不可	一本の道路で都道府県道及び市町村道が複合するなどの場合には、都市計画決定権者が乱立することを防ぐ観点及び路線全体の都市計画上の性質に鑑み、より上位の道路について決定権を有する都道府県が定めることが適切であり、一般国道及び都道府県道については、一市町村の区域を超える広域的なネットワークを形成する施設であることから、一般国道又は都道府県道に関する都市計画は都道府県が定めることとされていること。また、都道府県が定めた都市計画の一部を市町村が変更することは認められない。 都道府県が定める事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	本提案は、国道または都道府県道(以下「国道等」と)と市町村道で構成される一本の都市計画道路の決定の主体を都道府県から市町村に移譲するよう求めるのではなく、市町村道部分について変更しようとする場合に限り、市町村に移譲するよう求めるものである。市町村道は実情を最もよく把握している管理者たる市町村が変更を行う方が効率的で、国道等を含まない一部区間を変更する場合は市町村が都市計画を変更すべきである。都道府県が定めた都市計画道路を市町村が変更したとしても、都市計画法に規定されている都道府県との協議等により調整が十分に行われ問題は生じない。都市再生特別措置法第51条第1項には、都道府県が決定した都市計画を市町村が変更することについて、一定の要件の下で可能とする規定が置かれている。さらに、都道府県が定めた複数の市町村をまたぐ都市計画道路で国道等を含まないものについては、現在では、変更しようとする都市計画道路の都道府県が定めることとされていること。また、都道府県が定めた都道府県が決定した都市計画道路を市町村が変更を行うことについて許容される場合や、一本の都市計画道路について複数の主体が変更する場合は、国道等と市町村道とが交差点で接続している場合には、あわせて一本の都市計画道路を構成する別と、各々別の都市計画道路として定められている場合があるが、これらを別異に取り扱うことは、不合理である。

国土交通省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見		区分	回答	
109	都市計画の軽易な変更の見直し	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。 ○可能なところから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているものうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうでない場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。 なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。 検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更しているものを参考にしたと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
675	都市計画の軽易な変更の見直し	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。 ○可能なところから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているものうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうでない場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。 なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体等の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。 検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更しているものを参考にしたと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。	[再掲] 6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
601	一節が一般国道または都道府県道または都道府県道でない部分に係る都市計画決定権限の市町村への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、国道、都道府県道になっていない部分に係る都市計画は市町村決定とすべきである。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○都道府県決定の都市計画を市町村が変更することが認められない理由について、「広域的なネットワークを形成するものとして都道府県が一体的に決定した都市計画道路を変更する場合には、程度の差はあっても当該ネットワークの機能に何らかの影響が生じるため」とする指摘については、都市計画法の体系において、(決定権者に違いはあるものの)「軽易な変更」という考え方を存するところ、変更によって生じる影響は軽微的であると考えられる場合を精査し、そうした場合に限り市町村が変更することを認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 <変更によって生じる影響が比較的小さいと考えられる場合の例(主に都市計画道路)> ・市の都市計画決定の変更により調整に補正が必要となる場合 ・交通量の変化をもたらす可能性が低いと考えられる変更を行う場合 ・当該都市計画道路に重大な影響を及ぼす恐れのない変更を行う場合 ○「決定主体(都道府県)が同じなことで変更される事案が多いため、決定主体と変更主体をとするとはできない」との指摘については、市町村が都市計画を変更するに当たっては都道府県との(同意)協議を行うことにより、必要な調整は十分図れることから、上記の懸念は当たらず、市町村が変更することを認めるべきではないか。 ○決定主体と変更主体が異なる事案として、都市再特別措置法などの例もある。また、平成19年改正道路法により、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道に係る歩道の新設、改良、維持又は修繕等について、都道府県の同意協議を経て、都道府県に代わって市町村が行うことができることとしている。こうした例を参考にしつつ、柔軟かつ効率的な都市計画の変更が可能となるよう、制度を見直すべきではないか。 ○なお、「(前掲市のようなケースにおいて)起終点を変更することにより対応してはどうか」との指摘については、そのためにむしろ多様な時間と労力を要すると共に、提案主体からは、一体の都市計画道路として決定されたものを、事務の効率化の理由に変更することは困難であるとの意見が出されており、実態として対応が難しいのではないかと。 ○なお、都道府県が行っていた変更を市町村が実施可能となった場合のメリットとしては、市町村の個別の条件に応じて都市計画審議後が開催可能となることによる手続期間の短縮や、都道府県との専断協定に係る専断型の運用がなくなる、ひいては、事故危険箇所や改修など地域住民のニーズに迅速な対応が可能となると考えられる。	E 提案の実現に向けて対応を検討	都市計画の決定主体は、都市計画法において、国道・都道府県道については都道府県が、市町村道については市町村が決定するとされているのみであり、都道府県道と市町村道を一つの都市計画道路として決定する場合の決定主体については法令に定めがないところである。 これまで、上位の道路について決定権限を有する都道府県が決定するよう運用してきたところであるが、提案のような事案について合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討する。	5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (i)一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更に際して合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
665	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容に係る条例委任する。また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは参考すべき基準とするよう提案する。	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じた当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じ、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制度の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されていることにより、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。 【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備を誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2		国土交通省	川崎市	C 対応不可	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2において、宅地水準及び宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定められているが、本市は首都圏に位置しており地価が相対的に高値であることから、法のねらいに反して、同法施行令第25条第6号で定められている0.3ヘクタールという全国一律の基準値は、宅地開発を行う者は受け入れず、同基準値を下回る小規模な開発行為が主流となっている現状である。 本市の提案の趣旨としては、宅地水準の確保を否定するものではなく、都市計画法で全国一律に定められている基準値を条例に委任することにより、地域特性により様々な宅地水準を反映することができ、またより質の高い公共施設を備えた開発行為を誘導を図るものである。 よって、こうした基準値については、自治体それぞれがその責任と判断で柔軟に行えるよう見直しを求める。 もし、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発区域の面積について地域の実情を勘案した運用が行えるようにすべきである。 なお、開発区域の面積に対する道路の設置基準を定めた同施行令第25条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発区域の面積そのものを条例に委任することができるとされており、公園等設置義務についても同様と考える。	
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 本項では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。 しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第7条の2において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電施設の設置場所として活用できる。 都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。	都市公園法施行規則第7条の2第3項		国土交通省	埼玉県	D 現行規定により対応可能	都市公園の駐車場上部空間を活用しての太陽電池発電施設の設置については、公園利用者への影響を考慮する必要があるが、太陽電池発電施設が、公園施設内に限り電力の供給を行うものである場合は、当該施設は都市公園の効用を全うするものであることから、都市公園法施行令第5条第7項の管理施設として設置することが可能である。 太陽電池発電施設が公園施設外にも電力を供給する場合は、当該施設は都市公園法施行令第12条第1号の3に規定する占用物件に該当するところ、通常、駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置する場合は駐車場の屋根として設置することとなり、この場合には、現行法制上設置可能である。 以上から、太陽電池発電施設は現行法制上設置可能であるため、設置基準を緩和する必要はないと考えられる。	当提案は、民間事業者が、占用許可を受けて太陽光発電施設を都市公園の駐車場に設置し、その電力を公園施設以外にも供給(売電)することを可能としたものである。 多くの都市公園は、駐車場は屋根のない露天であり、また、管理等の建築物とは離れた場所にある。 ここに、占用許可を受けた民間事業者が簡易な柱を立て、その上に太陽光発電パネルを敷き屋根状にするを想定しており、公園管理者が設置した既存の建築物の上に占用許可を受けた民間事業者が太陽光発電パネルを敷き設置することを提案するものではない。 現行法制上において、太陽光発電施設は都市公園法施行令第12条第1号の3に規定する占用物件に該当し、その設置については第16条第6号の2に規定する国土交通省令で定める基準(都市公園法施行規則第7条の2第3号)「太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと」を満たすことが求められる。 上記法令の規定により屋根の設置されていない都市公園の駐車場は、占用許可を受けた民間事業者による太陽光発電施設の設置ができない状況にある。 当提案が実現すれば、民間活力を導入し公共施設を有効活用した再生可能エネルギーの普及促進に資するものであり、公園の駐車場利用者は日射を回避することによる車内環境の改善が図られるなど、多くのメリットがあるところであり、実現に向けて検討したい。 仮に、上記の事業が、規制緩和を行うことな現行法令上可能な場合には、その根拠を明示したとともに、地方公共団体に改めて周知したい。
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第14条第3号の「第十二条第十号に掲げられるものについては、六月の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正された。	【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第7条第六号の物件として令第十四条第四項の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感が強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上でであっても、第十四条第3号の適用により許可期間は六月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。 【制度改正の効果】 改正された場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占用許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な利活用が促進されるものと考えられる。さらに、この制度は、おそく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものと考えられる。	都市公園法施行令第14条第3号	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任について(必要性、支障事例、制度改正の効果)	国土交通省	北上市	C 対応不可	「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が規定する占用物件としての構築及び備蓄倉庫と認められるところ、同法施行令第14条第1号により、占有期間は最長10年とされている。 また、「地区スポーツ団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合は、通常、都市公園法施行令第5条第4項が規定する運動施設に付属する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての倉庫と認められるところ、同法第5条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。 なお、都市公園法第6条第4項では占有の期間について規定しているが、法律の期間に最長の定めがあるのは、都市公園の占有の許可基準である「都市公園の占有が公衆その他の利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か」(政令で定める技術的基準に適合しているか否か)などについて適宜、適格性を確認する必要があるためである。また、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占有物件の性質に応じて占有の最長期間が規定されているところであり、占有許可権者がそれを越える最長期間を個別に設定することは不適切である。 回答では、占有許可を行うに当たって適宜適格性を確認する必要があるため法律の期間に最長の定めがあるとのことだが、その適格性については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占有期間に係る規定について条例委任することが適当である。 また、「耐久性などの占有物件の性質に応じて占有の最長期間が規定されているところであり、占有許可権者がそれを越える最長期間を個別に設定することは不適切である。」とあるが、道路法では、耐用年数などの比較的前久性が高いと考えられるものも、露店などの前久性が低いと考えられるものも、道路管理者が5年以内であれば個別の期間を設定して占有許可を付与することができる。よって、都市公園法でも同様に、地方公共団体の裁量を拡大すべきと考える。 なお、支障事例はあくまで例示として記述したものであるが、個別の事例に係る考え方は別紙のとおり。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見	区分	回答			
665	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	開発許可の技術的細目については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容すべきである。	【全国市長会】公園整備の効果等にも着目し、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○「開発事業者の予見可能性の担保と地域の実情に応じたまちづくりの実施との均衡を図った結果、技術的細目が定められた」との指摘については、地方公共団体が地域の議決を経て「条例」で技術的細目を定めた場合には、開発事業者の予見可能性は確保される。よりきめ細やかなまちづくりが可能となると考えられる。こうしたことから、開発許可の技術的細目に係る条例の自由度を拡大すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○「開発許可の技術的細目は、適合しない場合には開発許可はなされないという極めて影響が大きいものであることから、技術的細目に規定された開発事業者への義務付けの最低基準は法律で定める必要がある」との指摘については、地域によって誘導すべき開発行為の姿が様々であることに鑑みれば、地方公共団体が自己の責任において当該基準を設定可能とすべきではないか。 その際に、法律で「参酌すべき基準」を定めるとすれば、地方公共団体は参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任を負い、参酌する行為を行わなかった場合は違法となるため、開発事業者に対し過度な義務付けが行われる事態は回避できると考えられるが、いかがか。 ○宅地開発を行う者に対する負担という点では、開発面積に対する公園面積の割合も、対象となる開発面積そのものの規定も同様である。したがって、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発面積について、地域の実情等を勘案した運用が行えるよう、見直しすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発面積に対する道路の設置基準を定めた都市計画法施行令第25条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発面積そのものを条例で制限を強化することができることとされているが、公園等設置義務に関して、対象となる開発面積の下限に一定の幅を持たせることについて、何か具体的な支障はあるのか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	開発許可の技術基準は、市街地における良好な宅地水準を確保する等の目的から、全国的に確保すべき最低限の基準としている。このうち公共施設の整備については、本来地方公共団体が整備すべき公園等について、開発区域内の居住者が主に利用する必要最小限の施設に限って、事業者に設置を義務付けるものである。 したがって、個別の条例の定め方によっては、最低限度の宅地水準の確保が図れなかったり、事業者に対する過度な負担となったりするおそれがある確率基とすることは困難である。 公園等設置の義務付けの範囲について、開発面積に対する公園等の面積割合は、都市公園法体系で地方公共団体が都市公園を整備すべきレベルの範囲内で、原則3%以上としている。これを基に、 ・義務付け対象の開発面積は、事業者にとって過度な負担とならない(例えば、わずか敷戸の住宅開発に設置を課するのは行き過ぎとなる) ・整備される公園等面積は、良好な都市環境の維持、防災等の機能の確保や、管理事務の効率性等の要請から、一定の規模を確保する必要がある等の要請を総合的に勘案して、開発行為に求める最低限の基準として、0.3haの要件は定められているものである。 しかしながら、今回の提案を受け、また、地方公共団体からは開発行為により整備される公園が小規模な場合に管理負担が大きい等の声もあることから、運用実態・地方公共団体及び開発事業者の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園設置を義務付ける下限面積の条例委任を含め、見直しを検討する。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (11)開発許可の基準を適用するに必要となる技術的細目のうち、公園等の設置基準(施行令第25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体等の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を条例に委任することを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。			
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園において占用許可の対象となる工作物等については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、法制上の課題など事実関係について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。	○ 都市公園の駐車場に新たに支柱等を立てて太陽光発電施設を設置する場合、都市公園法施行規則第7条の2第3号の「第五条の三第一号に掲げる太陽光発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと」との規定とは抵触しないことであったが、そうした解釈は非常に複雑であるため、運用指針等での明確化ではなく、同号の運用に「付し、駐車場を除く。」といった文言を追加するなど、省令改正で明確化すべきではないか。 ○(省令改正が困難である場合)運用指針等で解釈を明確に示し、周知を図るべきではないか。	D 現行規定により対応可能	ご提案の太陽電池発電施設が建築物に該当する場合、当該発電施設が「既設の建築物に設置されている」かどうかについては、公園管理者が個別具体的に判断することになる。 一般論として、公園施設である駐車場の屋根としての機能と占用物件である発電施設としての機能を併せ持つ太陽電池発電施設として解釈できる場合、通常、都市公園としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれるおそれはないと考えられる。 したがって、このような発電施設は、「既設の建築物に設置されている」ともみなして差し支えない。 なお、現行法制上設置可能である旨の明確化に関し、その具体的手法を検討して参りたい。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)都市公園の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占用物件としての太陽電池発電施設の設置については、当該太陽電池発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準(施行規則7条の2第3号)には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。			
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園にかかる占有期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容すべきである。	【全国市長会】申請者の負担軽減、申請手続き事務軽減などの観点から、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○「法律の期間に最長の定めがあるのは、都市公園の占有の許可基準である「都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものである」が「政令で定める技術的基準に適合しないか否か」などについて適宜、適格性を確認する必要がある」との指摘については、それらの適格性は公園管理者である地方公共団体が必要と認めるときに自己の責任において判断すべきものであることから、占有期間については参酌すべき基準化すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○また、「耐久性などの占有物件の性質に応じて占有の最長期間が規定されている」との指摘については、道路法では、耐久性が高いと考えられるもの(郵便ポストなど)、低いと考えられるもの(露店など)に問わず、道路管理者は5年以内であれば必要と認められる期間で占有許可を付与できることとなっている。よって、都市公園法においても同様に、地方公共団体の裁量を拡大すべきではないか。	C 対応不可	都市公園は、一般公共の利用に供することにより、公共の福祉の増進を目的として設置されるものである。そのため、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設は、都市公園の効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならないので、必要最小限の範囲内に限り、その占有を許可していることである。 占有物件の「適格性については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占有期間に係る規定については条例委任することが適当である」とあるが、都市公園法施行令第15条第2項において、地上に設ける占有物件の構造は、倒壊、落下等を防止する装置を講ずる等公園施設の保全等に支障を及ぼさないものとしなければならない旨が規定されていることから、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占有物件の性質に応じた占有の最長期間を規定しており、占有許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。なお、都市公園法の占有規定においても、道路法と同様に、最長期限内であれば個別の期間を設定して占有許可を付与できることとしている。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令第12条10号)に係る占有期間(施行令第14条3号)の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえ、見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが6～6倍となっており、設置事業者に多くの負担が生じている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3	別紙8あり	経済産業省 国土交通省 総務省(消防庁)	埼玉県	A 実施	水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向けた支援など総合的な対策が必要。 規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。 例えば、使用鋼材の拡大については、「ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得た措置を講じる」としている。 なお、「欧米に比べ、設置コストが6～6倍となっており」との指摘については、比較の根拠を把握できていないが、水素供給能力を340㎡に増えた場合の工事費を除く構成機器について、日本28億円)に対し、欧州3億円との試算例(「水素・燃料電池戦略ロードマップ」)「水素・燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日)もあり、水素ステーションの仕様の変更等も考慮に入れた多面的な比較が必要。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な世帯が21世帯71人いる。(1924世帯) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直しをほしい。 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いが、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備が進められているが、期限までの入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心し生活が定着できる。 県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条	熊本県提案分 平成26年7月12日 (土)熊本日日新聞 記事添付 ※13	内閣府、 国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く戸を確保する必要性と安全性等の確保を図る必要があるところであり、一方で、災害発生後の建設に要する期間等を考慮し、建築基準法に基づき、災害時に建設された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受け最長2年3ヶ月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするが、又は解体・撤去を行うことが必要である。 また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要があるが、その用地の確保等当該期間内にその整備が間に合わない可能性があることから、その特例措置として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定された場合は1年を超えない期間ごとに延長することが可能となっているのであり、同法は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。 なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して恒久住宅として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に適合させることができれば、間に協議することなく、存続させることが可能である。	平成24年7月の九州北部豪雨災害により仮設住宅に入居し、今年8月末の入居期限までに退去が困難な被災者のために、入居期限後も継続して住めるよう仮設住宅の基礎改修工事を現在実施しているところである。これは、建築基準法に適合するように改修を行うもので、これにより今後も恒久的な住宅として使用できるようになるため、改修後は阿蘇市が「再建支援住宅」として管理することになっている。 しかし、今年8月に退去が困難な被災者のうち、来年3月に完成予定の市営住宅に入居予定が5世帯あり、さらに1年以内に自宅が再建できる世帯も数世帯見込されている。 基礎改修には相応の財政負担が伴うが、短期間の延長のため多額の費用を費やすのは費用対効果の面から合理性に欠ける。 また、今回は被災市である阿蘇市に「再建支援住宅」として管理していただくことになったが、今後は基礎改修後の住宅の管理の問題も出てくる。 そこで、特定非常災害と認められている仮設住宅の1年を超えない期間ごとの延長を、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて適用できるよう制度を見直しをほしい旨提案を行ったものである。(仮設住宅としての規模、品質等は、災害の規模にかかわらず同程度である。)
46	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	【現状】 二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 【制度改正の必要性】 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項、令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に裏付けられたものであることと鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続を定すものとするのみならず、県の自主性を阻害するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が多く存在し、また事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務においては、現在どころ1水系あたり3～4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したのもあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。 【求める措置内容】 県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、假に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。	河川法 第79条第2項イ号		国土交通省	愛知県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成26年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成19年7月25日)」を受け、地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次勧告(平成21年10月1日)」において結論が出されていると承知している。	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議については、全国的に頻発する災害に対応するため、県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限・責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに関する内容協議を要し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とする。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地震・津波対策などの施設改善に向けた新規事業による取組が増え見込まれ、多数の河川整備基本方針等の策定、変更が必要となっている。特に地震・津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川について県が自主的に策定・変更できるような見直しを要望するものである。 【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出しを要するまで(約1年4ヶ月)を要した。 【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	河川法第79条		国土交通省	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を確保すること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあつては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 なお、本件は、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成19年7月25日)」を要し、「地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次勧告(平成21年10月7日)」において結論が出されていると承知している。	二級河川の管理者としての県が、河川事業を円滑かつ計画的に実施できるよう、二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への同意協議については、長期間を要することのないよう対応いただきたい。
860	一都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされていると。許可期間の単独更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。 上記許可に關し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一した取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることには不合理な点があるとは言えないものと考える。 県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで6ヶ月を要したこともあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。 河川法第79条第2項第4号を改正し、一都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。 地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。	河川法第79条第2項第4号		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	河川法第79条第2項第4号の規定に基づく二級河川の特定水利使用の国による同意を要する協議は、広域にわたる水資源の開発とその合理的な利用を図るため、錯綜する複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するため、必要である。 これは、一つの都道府県で完結する二級河川であっても、公共の利害に重大な影響を与える特定水利使用に係る同意については、一定の判断のもと全国的に統一された許可がなされるよう国への手続を求めるものであることから、本要望については応じられない。 国においても、協議に対し迅速に対応しているところであるが、適正な処分を確保するため調整に時間を要する場合もある。 なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成19年12月20日)において結論が出ていると承知している。	特に意見はない。 なお、二級河川の水利権の更新における国の同意に当たっては、個別案件の性質も踏まえながら、できる限り手続が迅速化されるよう御協力をお願いしたい。
360	指定区区内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区外は国土交通大臣、指定区区内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製については、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区区内において、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来している。 このため、指定区区内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。 なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。	【支障事例】国が調製している河川現況台帳の図面には、主に都道府県が提供したデータを基にした河川占用案件しか記載がなく、堤防の状況(矢筈等)や着地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。 このため、住民問い合わせがあった際には河川現況台帳と宅地台帳を照らし合わせて使用しており非効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。 【制度改正による効果】実際に管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態にあつても、国土交通大臣が調製する台帳となるため、上記支障が解決し、バトロール等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながり、事務量の軽減にもつながる。 【懸念の解消策・制度改正による効果】法律上の河川管理者(国)と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることへの懸念については、都道府県が調製した台帳を定期的な国に提供すれば、国側で不便を来すことはないと考えられる。県境をまたがって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳を調製するためフォーマットが不統一になるのではないかと懸念については、各都道府県ごとに維持管理をしているためフォーマットが統一されていなくても問題はなく、各都道府県間において定期的な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。 一級河川については、指定区外と指定区区内で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念については、都道府県が調製した河川現況台帳を国へ提供することで、河川の一体的な把握の面からの支障は生じないと考える。	河川法施行令第2条第1項		国土交通省	茨城県	C 対応不可	指定区区内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であつて、河川管理の基礎となる事項を記載している河川現況台帳の調製及び保管については、指定区区内も含め、当然に国が行うべき事務として、国土交通大臣が行うこととされている。 河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間であっても都道府県の有する情報のみでは台帳の調製はできない。 仮に、国土交通大臣が必要な情報を提供し、都道府県知事が台帳を調製の上、保管のために再度国土交通大臣に提出させる仕組みとすると、制度上極めて煩雑であり、全体の事務負担を増加させることとなるほか、指定区区内に係る台帳と、指定区外に係る台帳が分離するため、情報の一貫性の確保にも支障が生じる。	指定区区内に係る台帳と指定区外に係る台帳が一貫性を持って、効率的な維持管理に資するものとなるよう、国と都道府県の十分な協議や情報提供等に協力されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	河川整備計画の国土交通大臣の協議・同意を廃止し、報告にすべきである。		河川の管理は、国が本来果たすべき責務であり、利水は、河川の流水が有期であることに鑑み、国民全体の貴重な資産として、公平かつ安定した水利利用を図るとし、環境は、美しいある水辺空間や動植物の良好な生態・生育・繁殖環境、地域の風土文化の形成という観点から、ともに河川管理の重要な要素である。 河川の治水、利水、環境の機能は、相互に関連しており、河川整備基本方針等の策定にあたっては、これらの機能を一体として捉え、総合的に調和のとれた計画をすることが必要であり、治水に関する部分については切り分けはできない。 例えば、治水対策として河川の開削を計画する場合には、動植物の良好な生態・生育・繁殖環境の保全・復元を考慮するなど環境との調和を図り、また、既存の取水機能の維持など安定した水利利用の確保を必要とする。 よって、治水部分について切り分けて同意することは適切ではなく現実的にも困難である。 また、地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)を踏襲した制度改正においても、二級河川の河川管理については、治水、利水、環境と切り分けることと統一して法定受託事務に整理されるものであり、そのうえで、河川整備基本方針等の策定に関する事務の国の関与は、認可から同意に見直したものと認識している。	【再掲】 6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (12)二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方共同体の連携強化を図る。		
360	一都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止		○ 貴省の見解では、国の同意協議が必要な理由として、二級河川であっても他の地方公共団体に影響を与えるためとされているが、一都道府県で完結する二級河川において、他の地方公共団体に影響を与える具体的な例を明示していただきたい。 上記事例以外の、他の地方公共団体に影響を及ぼさない二級河川の特定水利使用許可については、更新を含めて国の同意協議を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 国の関与を最小限とするため、例えば同意協議の範囲を、国が各事案における認可等の権限を有する範囲に限ることができると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 (また、特定水利使用のメルクマールは何か損壊となっているのか。) ○ 都道府県が水利使用者にもなり得るので、客観的な判断が困難とのことだが、都道府県が処分権者と申請者の立場を同時に有するのは、他の法制でも見られるところであり、処理基準を定めるなど都道府県が恣意的な処分ができない制度設計を行えば問題は無いと考えるかどうか。 (そもそも特定水利使用に該当しなければ、現行制度においても都道府県が自主的に水利使用の許可を行っているところ。)	○ 各県における水需要への対応は、一級河川と二級河川が相まって構っているのが実状であり、一つの県内の需要として一級河川と二級河川が連携協力しなければ対応できないことから、一つの二級河川のみ切り離して論じることが意味をなさない。 例えば、一見、県内で完結し水需要が賅えている二級河川aがあったとしても、近隣の二級河川bで水不足する場合、b河川や一級河川等、流域や流域を越えて水を導水するなどに対処が必要となる。二級河川a・bの特定水利使用又は一級河川について国による統一的な判断に基づき導水水利利用の許可がなされては現状で賅える。他県の水利利用に影響を及ぼさない二級河川はそもそも存在せず、二級河川の特定水利使用については引き続き国の同意が必要である。 特定水利使用の範囲は、平成25年の改令改正により発電の範囲を縮小しており、地方公共団体の負担を軽減しているところであるが、特定水利使用の範囲と水道事業などの国の認可の権限の範囲は、それぞれ審査している観点が発異なるため、必ずしも一致している必要はないと考える。 ○ 処理基準は行政手続法に基づき、具体的な基準を面的に定めることが困難な処分を除き、定め得る基準を定めたものである。 水利使用には様々なものがあり、従来の水利使用からは想定されないような新たな水利使用が生じることもことから、処理基準をすくすくのみで統一的な取扱いをすることは困難である。 また、このような状況と踏まると、地域の利害を代表している県と国の間で対立が起こった場合、一方の県の判断で決まることが不適切であり、広域的な観点に立ち客観的調整を行う仕組みは引き続き必要である。 ○ 第1次回答に対し提案団体からは、「特に意見はない。」とのことであり、同意手続の廃止は求められておらず、手続の迅速化については、今後も努めてまいります。			
360	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	提案団体の提案に沿って指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を移譲するべきである。	○ 指定区間内の「河川現況台帳」については、指定区間外国道(補助国道)の道路台帳と同様、実際に点検や維持管理を行っている都道府県が調製すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 (河川現況台帳の調製事務の移譲に当たっては、台帳に盛り込むべき事項等についての基準を明確化することで統一的な実施が可能。併せて、台帳調製についての国・都道府県間の更なる連携強化が必要。)	○ 河川現況台帳は、河川管理の基礎となる事項を網羅し、河川管理に従事する者が事務を行うために必要な場合いつでも確認できるよう調製しておくとともに、河川に關し利害関係を有する者等が河川利用に関する権利関係等を必要な場合にいつでも確認できるよう調製しておく、開示に供することを保障したものである。 台帳の調製にあたり生じる情報の漏洩を防ぎ、一河川ごとに指定区間を含め情報一元管理し、その一貫性を確保するためには、一の機能が統一調製を行うことが必要である。 よって、指定区間(含一級河川)河川管理である国土交通省が統一調製を行うことが適当である。 ○ なお、河川現況台帳の調製内容については、該省令で統一定められているため、「基準を明確化」として一貫性の確保が可能な専門機能的機能は十分な。また、河川現況台帳に記載される河川管理の基礎となる事項は、河川の維持管理にも活用される一方で、河川に關し利害関係を有する者等の関与の用にも供されるのである。その後一歩や修繕更新計画といった個別詳細な情報についてはまだ記載事項とするには、現時点では必要と認められていないことが懸念される。国は都道府県等に必要でない情報を含まないよう配慮が必要である。よって河川の維持管理に必要な個別詳細な情報は、別途業務上の資料として作成されるのが適切である。 また、提案団体から指摘事項として「河川現況台帳は既に都道府県が提供したデータ元とした河川古用案件しか記載がなく、堤防の状況(失陥等)や善地等の維持管理に必要な情報がない」との指摘がなされているが、既に河川現況台帳にこれらの情報が記載されていないものであれば、指定区間を維持管理する都道府県等から国に必要ない情報提供がなされていないことが懸念される。国は都道府県等に対し指定区間内の河川現況台帳の調製に必要な情報提供を求めて指定区間内における河川現況台帳の調製に取り掛かることだが、都道府県等からの必要な情報提供が必ずしも滞りなく行われていないと認められ、その結果、指定区間内の一級河川における河川現況台帳の調製が十分にできていない実態も見受けられる。平成24年2月に動きが行われた「社会資本の維持管理及び更新に関する行政手続・監視結果に基づき報告」では、主要な河川管理施設の概要を記載事項とする河川現況台帳(河川の整備状況について調製可能な台帳)を、併せて河川現況台帳において台帳の未登録や記載が不十分であり、特に指定区間内の一級河川や二級河川について記載が不十分である実態が知られる。 ○ なお、第1次回答に対しては、案内県は「指定区間に係る台帳と指定区間外に係る台帳が一貫性を保ち、効率的な維持管理に資するものとなるよう、国と都道府県の十分な協議や情報提供等に協力された」との意見であり、提案団体から河川現況台帳を調製する際、権限の移譲では求められておらず、国は都道府県等の十分な協議や情報提供等の家められていることと意見が一致しており、国は都道府県等に対して申し送りを行う等により情報提供を行っているところであり、今後も努めてまいります。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	<p>【現状】</p> <p>岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限りという原則)が適用されている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。</p> <p>【支障事例の解消策】</p> <p>無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。</p> <p>【効果】</p> <p>道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図るとにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。</p>	道路法第33条第1項(道路の占用の許可基準)		国土交通省	岐阜県	D 現行規定により対応可能	<p>1. 道の駅への充電インフラ整備については、国土交通省としても積極的に推進しているところであり、道の駅における充電インフラは、平成26年6月現在において、全国の道の駅1,030駅中184駅で設置済み、126駅において設置に向けた手続きが進行しているなど、設置が進んでいるところである。</p> <p>2. 今回、占用許可基準の一つである「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものである場合(無余地性の要件)」について課題があるとの指摘があるが、「やむを得ないものである場合」とは、諸般の事情を考慮して他に用地を獲得することが著しく困難な場合であり、例えば、道の駅への充電インフラ設置のための占用許可にあたっては、その公益性等を踏まえれば、以下のような解釈が可能であり、現行制度の下でも道の駅の道路区域内に充電インフラを設置することができると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。 道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。 	現行規定の中で利便性・設置費用などを考慮のうえ、柔軟に対応できるとのことであるが、今後、本報解りに全国で統一した運用ができるよう、関係各所への周知等をお願いしたい。
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高算定され、その結果として収入基準に抵触して決定されてしまうことがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったという場合は、「子にとって選択の余地がない事情を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべき」という考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反すると判断している。</p> <p>このことは、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。</p> <p>【支障事例】</p> <p>これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることはもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事実も回避できると考える。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくするため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第9号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。</p>	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第9号、第9条		国土交通省	松山市	C 対応不可	<p>公営住宅の家賃は、入居者がその収入からみて負担できる金額を入居する公営住宅の立地・規模等の便宜に応じて補正し、決定される。</p> <p>公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっている。公営住宅法における入居者の収入は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度上の可否については、簡潔に所得税法の例に準じている地方税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度を含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。</p>	<p>法律婚を原則とする中で、所得税法の寡婦控除には婚姻歴が条件として求められていて、非婚で子供を産んだ後に子の父とは別の男性と婚姻し離婚した母子世帯には適用され、非婚のまま子供を養育する母子世帯には適用されない問題を抱えている。</p> <p>そのような中、公営住宅法においては、同居承認、承認について事実婚及び婚姻関係を認めることが示されている例もある。</p> <p>提案の寡婦控除を「婚姻歴のない一人親」に拡大させることについて、平成26年度税制改正大綱では、所得税の寡婦控除のあり方の中で検討を行うとされている。</p> <p>方、保育所の保育料では、児童福祉法により、「婚姻歴のない一人親」について、寡婦控除相当分の所得を控除するかどうかについては、各市町村で判断されている。</p> <p>こうしたことから、公営住宅法でも「婚姻歴のない一人親」について、実態に即することが出来るよう、施行令第1条第9号の改正し、各市町村の判断で柔軟な対応が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>
743	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	<p>【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。</p> <p>【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。</p> <p>【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者により、住宅の明渡しを請求することができるようになる。69名を除去することで入り、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。</p> <p>【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。</p> <p>【国の各種事業との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由地の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。</p>	公営住宅法第29条		国土交通省	豊田市	C 対応不可	<p>既存入居者は、高額所得者にかかる基準が313,000円を超えるものであることを前提に入居しており、仮に条例委任されて当該基準が引き下げられた結果、高額所得者となり、明渡しを請求されることとなる。居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的から、当該既存入居者にとっては大変厳しい取扱いとなってしまふものと考えられる。</p> <p>また、高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであるところ、公営住宅法第29条は借地借家法とは別個の明渡し請求に係る要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解される。</p> <p>仮に当該収入基準を条例委任し、各事業主体が個別に基準を設けることができること、もはや明渡し請求に係る要件及び効果が明確に規定されているということでは、借地借家法が適用されなければ、賃借人(公営住宅入居者)の居住の安定性を著しく弱めることとなり、民間賃貸住宅の借家契約との均衡の観点からも不公平であると考える。</p> <p>借地借家法が適用される場合、同法第22条に規定される「正当の事由」が認められない限り、高額所得者に対し明渡し請求を行うことはできず、明渡し請求がより困難になることが予想される。そうすると、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸するよう、公営住宅法の趣旨・目的をかねて阻害しかねないこととなる。</p> <p>このため、収入基準を条例で定めることができるとする改正を行うことは困難である。</p>	<p>公営住宅に係る収入基準の合理性は、最低居住水準の住宅を市場で確保できない者を、公営住宅の施策対象とする現行制度の考え方を前提とすれば、各地域間で格差のある所得水準、地価、民間賃貸住宅の家賃水準、供給量及び公営住宅へ入居できない低額所得者の状況等を踏まえ設定されるべきもので、それを踏まえて設定された収入基準については、明渡し請求に係る合理性は確保されていると考えます。</p> <p>明渡し請求に係る収入基準の合理性は、最低居住水準の住宅を市場で確保できない者を、公営住宅の施策対象とする現行制度の考え方を前提とすれば、各地域間で格差のある所得水準、地価、民間賃貸住宅の家賃水準、供給量及び公営住宅へ入居できない低額所得者の状況等を踏まえ設定されるべきもので、それを踏まえて設定された収入基準については、明渡し請求に係る合理性は確保されていると考えます。したがって、公営住宅法及びこれに基づき条例が優先して適用され、借家法及び民法の適用は排除されると思われます。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答		
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	地方道に係る道路の占用許可の基準については条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。それ以外の道路の占用許可の基準については提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、現行規定により対応可能であることが確認できた場合は、その旨全ての道路管理者に対して通知されることを希望する。	○ 他の団体においても同様の支障が生じているため、電気自動車の充電インフラ整備を推進する観点から、今回の回答で提示された見解及び具体的な適用事例を、各地方公共団体に通知等を発出して周知すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	提案団体からのご意見のとおり、周知を行う。	6【国土交通省】 (5)道路法(昭7法180) 道路の占用の許可基準(33条1項)について、電気自動車のための充電機器を道の駅の道路区域に設置することが利用者の利便性又は設置費用の観点から適当でない場合し、同項の「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」に該当し、道の駅の道路区域内に設置することが可能であることを、地方公共団体に通知する。
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 公営住宅が憲法25条の生存権の保障にかかわる社会保障として位置付けられるのであれば、公営住宅の入居収入基準等は、所得税法の取扱いに合わせるのではなく、社会保障としての判断を行うべきである。社会保障関係では、「母子及び寡婦福祉法」においては、非婚のひとり親も施策対象とされており、保育所の保育料については地方の裁量により寡婦(夫)控除のみなし適用を認める取組が進められていること、公営住宅でも母子世帯、父子世帯が優先入居の対象とされていること等から、公営住宅についても、地域の判断で寡婦(夫)控除のみなし適用を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	保育所の保育費用については、条例により寡婦(夫)控除のみなし適用及び保育費用の減免をすることが可能となっているもの、寡婦(夫)控除のみなし適用の具体的な効果は「保育費用の額」以外にはないと聞いている。一方、公営住宅法第23条の入居者要件の中の「収入要件に寡婦(夫)控除のみなし適用を認めるとした場合、公営住宅の「賃料」だけでなく、そもそも「入居収入要件」や事業主体による明渡請求の対象となり得る収入超過者や高額所得者の認定のあり方にも影響を及ぼすため、保育所の保育費用における適用と公営住宅法における「収入」要件の適用とを同列に扱うことはできない。なお、公営住宅法第16条第4項により、事業主体の裁量により、条例で公営住宅の家賃を個別に減免することは可能である。 また、公営住宅法における入居者の「収入」は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦(夫)控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、所得税全体の控除のあり方を議論する中で、併せて検討していくべきものと考える。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (iv)入居者の収入の算定(施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。
743	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 持家の取得額や公営住宅の入居希望者の状況等は地域により大きく異なるため、高額所得者の収入基準は条例で定めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 また、入居収入基準については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例で定めることとされており、入居収入基準を相当程度超えるものとして定められる高額所得者の収入基準も同様とした方が、制度として合理的である。(なお、借地借家法の特例は、法律に対する特例である以上法律上規定すべきである。現行の公営住宅法では、入居収入基準を「相当程度超えるもの」でなければならない」と要件等を法定しているため、条例により基準を定めても借地借家法の特例として問題はない。)	C 対応不可	明渡し請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡し請求を講ずることができる場合は限定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ)。「高額所得者」は、法定明渡し請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってはならず、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全国どこでも自力で住宅を購入することが可能な年収となる基準(年収)としているところ、これは、仮に高額所得者に対して明渡し請求を行う場合においては、高額所得者の居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者の自由意思でほぼ全国どこでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としていることによるものである。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることを改正を行うことは困難である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の地点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプランニング的な位置づけであると考えられる。	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条		国土交通省、厚生労働省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続きは必要とされない。 公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低所得者」に対して、「低廉な家賃で住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実質上当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。	「小規模多機能型居宅介護事業」における「ショートステイ」は、利用者には、数日間、入居してもらい日常生活を遂げるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事業である。
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。 上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する場面が多くみられる。 【支障事例】 ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(一具体的支障事例は別紙のとおり) なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築をする場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。 【解消策】 については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。	建築基準法第6条	別紙あり	国土交通省	全国市長会	C 対応不可	建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより国民の生命・財産等を保護することを目的としており、建築確認により、個々の建築計画の適合性を審査し、建築物の安全性等を担保している。 ただし、防火・準防火地域外において建築物を増築・改築、移転する場合で、その床面積の合計が10㎡以内の場合には、建築確認を不要としている。 これは、国民の生命等の保護に直結する建築物の安全性等については、原則として全ての建築物について、建築確認によりその安全性を担保する必要があるもの、建築確認・検査により既に安全性等の確認がされている既存の建築物に小規模の増築等をする場合においては、既存の建築物と大きく異なる建築物となることは通常想定されず、また、違反が発生する可能性も相対的に低いため、地震・火災等による重大な被害が発生するおそれとは比較的小さいことから、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域外においては特例として建築確認を不要としたものである。 このため、新築する場合については、小規模であっても、どのような建築物が建築されるか予測できず、周囲への影響の程度や地震・火災等による重大な被害が発生する可能性が限定されないため、建築確認を不要とすることは困難である。 また、建築物が密集し、火災の危険性が非常に高い市街地である防火地域・準防火地域については、違反が発生した場合に市街地大火等の重大な被害が発生する可能性があるため、新築・増築等の別や規模にかかわらず、建築確認により特に建築物の安全性等を担保する必要があり、建築確認を不要とすることは困難である。 なお、お示しの備蓄(防災)倉庫に関する支障事例については、10㎡程度の小規模な建築物に適用される基準は規定されているため、建築主の建築確認の申請に資する負担は、他の建築物の場合と比べ少なく、確認手数料についても、地方公共団体の判断により減免が可能である。	提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。 建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてもよいのであれば、その旨通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。 しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主を置かない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(一具体的状況は別紙のとおり) 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。 【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案を合わせての実現を求める。	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4	別紙あり	国土交通省	全国市長会	D 現行規定により対応可能	一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものと解釈してよいであろう。 この見解については全国の特定行政庁及び民間の指定確認検査機関等が構成される日本建築業行政会議(JCBA)が編集した「建築確認のための基準総則集規定の適用事例」においても示されているところである。	設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものと解釈してよいであろう。 解釈してよい場合であっても、特定行政庁の許可が必要となっている現状に鑑み、その旨を通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和			○ 公営住宅の居住要件については、既対象の「認知症対応グループホーム」でも平成18年からショートステイ・デイサービスが認められている。このため、同様に認知症高齢者を多く対象とし、ショートステイ・デイサービスを行う「小規模多機能型居宅介護事業」も目的外使用の大巨承認の特例を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。(このような取組は、高齢化する公営住宅の機能を高め、貴省が推進するスマート・ウェルネス事業にも資するのではないか。)	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困難する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、各令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困難する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困難する低額所得者」と同視できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」はあくまで「適い」を中心とし、それに随時訪問や浴槽を組み合わせサービスを提供する事業とされていることから、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。	
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	—	【全国市長会】 提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてもよいのであれば、その旨通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	○ 人が中に入って作業をすることが想定されない小規模な倉庫は、特定行政庁の判断で、通常、建築基準法上の「建築物」として取り扱わないことが一般的である旨の回答があったが、「建築物」として取り扱うか否かの具体的な判断基準と適用事例について、通知等で明確化するべきではないか。	D 現行規定により対応可能	○ ご提案の小規模な備蓄(防災)倉庫(物置)のうち、外から荷物の出し入れを行い、人が内部に立ち入らないものについて、建築物に該当しない旨の技術的助言を发出することを検討する。	6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (ii) 防災備蓄倉庫等の建築基準法上の取扱いの明確化を図るため、小規模な備蓄倉庫については、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、人が内部に立ち入らないものについては、建築物(2条1項1号)に当たらず、建築確認(6条1項)が不要であることを、地方公共団体に通知する。
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	—	【全国市長会】 設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものであると解釈してよろしいか。 解釈してよい場合であっても、特定行政庁の許可が必要となっている現状に鑑み、その旨を通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	○ 地方公共団体が設置する防災倉庫についても、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると解釈できるのであれば、その旨を通知等で明確化するべきではないか。その際、規定上どの部分に該当するかを示されたい。	D 現行規定により対応可能	地方公共団体が設置する防災倉庫について、第一種低層住居専用地域の指定の目的等を踏まえ、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当する旨の技術的助言を发出することについて検討する。	6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (iv) 地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令第130条の4第1項2号)に該当し、特定行政庁の許可(48条1項)を得ずに、第一種低層住居専用地域において建築できることを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
515	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨るかどうか国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の28第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事業者とされ(同法第44条の5)、知事を経由することとされている(同法第44条の4)。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行う必要がある場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならず、その処理期間が長くなっている。 同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。 【移譲に当たっての懸念】 許可権限に付随して、同法に基づく報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)・監督(法第28条等)の権限も移譲されるとした場合、現在の大員許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。 この際、現大員許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県にまたる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	建設業法第3条等		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	現行の建設業法では、二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は、国土交通大臣が許可・監督等を行うこととされている。また、報告・検査・監督等については、最終的には許可の取消に至るものであり、許可権限に付随して行われるものであることから、その実効性が確保されるよう、原則として許可と同一の主体が行うこととしている。これにより、複数の都道府県に営業所を設ける事業者を管轄する事業者については、国土交通大臣が統一に許可・監督等に関する事務を行うことにより、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を確保しているとともに、効率的・機動的な監督を実現している。 提案者指摘の通り、免許権限を移譲するためには、報告・検査・監督等の権限も同時に移譲することが必要であるが、 ・本店所在地の都道府県知事(他の都道府県)にわたる監督処分権限を有することした場合、当該都道府県知事の監督処分により他の都道府県における建設業者の事業活動が影響を及ぼることとなること ・営業所在地を管轄する各都道府県知事がそれぞれの都道府県の区域内における監督処分権限を有することとなること、建設業者が全国的に不品行を行なったケースなどにおいて、各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くこと、又は統一的な処分をするために複雑な調整が必要となり、行政効率上極めて非効率的となり、機動的な監督を行うに当たって混乱が生じることから、どちらの場合も免許権限及びこれと併せた監督等の権限移譲は適当ではない。 さらに、局地的に発生する事案に関し、広域的に活動する事業者に対して機動的・効率的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である。例えば、東日本大震災の被災地における事業者の新設する建設業者の急増に対応し、国土交通省では、復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底のため、東北地方整備局のみならず国土交通省本省及び他の地方整備局等からも検査官を派遣し、集中的に人員投入や監督等の事務を実施してきた。既に、許可権限とそれに付随する監督等の権限を都道府県に移譲した場合、このような集中的な監督等の事務を適切に行うことができず、契約・取引の適正化や建設工事の品質の確保、労働災害の防止、暴力団等の不良不逞業者の排除等に重大な支障が生じ、建設業行政を所管する国土交通省として看過することはできない。 したがって、建設業の許可及び報告・検査・監督等の権限を都道府県知事等に移譲することはできない。	本提案は主に許可期間の短縮による県民サービスの向上に主眼を置いて提案したものである。 各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くことなど、行政効率上の非効率を招くとの指摘については、現在も処分等について他都道府県と情報交換を行っており、都道府県間で複雑な調整をすることが本件に果たしたことはないため、きめ細かいルールを法定化することで、適切かつ迅速な事務執行を行うことが可能であると考える。 また、他の都道府県にわたる監督処分権限を有することした場合であっても、上記ルールが法定化され、明確であれば、建設業者の事業活動に十分な影響はでないものとする。
516	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を提出し、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。 【移譲に当たっての懸念】 免許権限に付随して、宅建業法に基づく報告・検査(法第72条)及び指導(法第71条)・監督(法第66条等)の権限も移譲されたとした場合、現在の国土交通大臣免許の範囲内、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。 現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が漠然としており、その運用にあたっては各都道府県において違いが生じている。同一都道府県内の事務所であるにもかかわらず免許した都道府県によって大きな差が生じないように具体的な基準が必要であると考える。 また、現国土交通大臣免許を受けている宅建業者は、本店所在地以外に、他都道府県に従たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を移譲した場合は、免許をした都道府県知事が全国の事務所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 よって、移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	宅地建物取引業法第5条等		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	現行の宅地建物取引業法では、二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合は、国土交通大臣が免許・監督等を行うこととされている。また、報告・検査・監督等については、最終的には免許の取消に至るものであり、免許権限に付随して行われるものであることから、その実効性が確保されるよう、原則として免許と同一の主体が行うこととしている。これにより、複数の都道府県に事務所を設ける広域的に事業を展開する事業者については、国土交通大臣が統一に免許・監督等に関する事務を行うことにより、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を確保しているとともに、効率的・機動的な監督を実現している。 提案者指摘の通り、免許権限を移譲するためには、報告・検査・監督等の権限も同時に移譲することが必要であるが、 ・本店所在地の都道府県知事(他の都道府県)にわたる監督処分権限を有することした場合、当該都道府県知事の監督処分により他の都道府県における宅地建物取引業者の事業活動が影響を及ぼることとなること ・事務所所在地を管轄する各都道府県知事がそれぞれの都道府県の区域内における監督処分権限を有することとなること、宅地建物取引業者が全国的に不品行を行なったケースなどにおいて、各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くこと、又は統一的な処分をするために複雑な調整が必要となり、行政効率上極めて非効率的となり、機動的な監督を行うに当たって混乱が生じることから、どちらの場合も免許権限及びこれと併せた監督等の権限移譲は適当ではない。 さらに、局地的に発生する事案に関し、広域的に活動する事業者に対して機動的・効率的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である。例えば、東日本大震災の被災地における事務所の新設する宅地建物取引業者の増加及び土地取引の増加に対応し、国土交通省では、急増した宅地・建物の取引に係る法令遵守の徹底のため、東北地方整備局のみならず国土交通省本省からも人員を派遣し、監督等の事務を実施してきた。既に、免許権限とそれに付随する監督等の権限を都道府県に移譲した場合、このような集中的な監督等の事務を適切に行うことができず、公正な取引の確保、購入者の利益の保護等に重大な支障が生じ、宅地建物取引業行政を所管する国土交通省として看過することはできない。 したがって、宅地建物取引業の免許及び報告・検査・監督等の権限を都道府県知事等に移譲することはできない。	本提案は主に免許期間の短縮による県民サービスの向上に主眼を置いて提案したものである。 各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くことなど、行政効率上の非効率を招くとの指摘については、現在も処分等について他都道府県と情報交換を行っており、都道府県間で複雑な調整をすることが本件に果たしたことはないため、きめ細かいルールを法定化することで、適切かつ迅速な事務執行を行うことが可能であると考える。 また、他の都道府県にわたる監督処分権限を有することした場合であっても、上記ルールが法定化され、明確であれば、宅地建物取引業者の事業活動に十分な影響はでないものとする。
95	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	【支障事例】 現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が5人未満となり、補助金額が削減される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域等の住民にとって、高校への通学、地域の幹線病院への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持している必要がある。 【制度の改正案】 こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える事例等で指定する過疎地域等(例:岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12~15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。 【制度改正の効果】 バス路線だけでなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実態に即した支援が可能となる。	地域公共交通確保維持費国庫補助金交付要綱第6条1項1号別表4		国土交通省	岡山県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が異に必要としている輸送サービス維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されている。今、一律に補助対象基準を緩和することは不当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。	今後の重点化にあたっては、都道府県が特別な支援が必要と考える地域等について、十分な支援が行える制度としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見	区分	回答			
515	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については、慎重に検討すべきである。	〇 NPO法や医療法等においては、複数都道府県の区域にまたがる者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で国から地方公共団体への移譲が進められている。 建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる営業所(事務所)のある都道府県に許可権限等を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるか。 現在でも約98パーセントが都道府県許可であり、平成16年までは都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていたことを考えれば、全く問題はないのではないかと。	〇 対応不可	①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。 ②他法律との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については従来から個々の医療機関の監督権者が都道府県知事であったことなど法体系が大きく異なること。また、建設業及び宅建業はそれぞれ不正行為や紛争が多発しているという実態であり、十分な監督権が必要となることから、他法において権限移譲が進められていることを鑑み、移譲が可能であると考えられない。 ③連携体制について 国土交通大臣が監督権を有していれば、統一的な指揮命令系統の下、迅速かつ適切な処分を行うことが可能だが、都道府県に監督権を移譲した場合、全国をカバーする統一的な指揮命令系統が存在しないため、移譲する不正行為や紛争等に対し迅速かつ公平に対応することができない。 ④罰則の執行コストについて 全国的な不正行為については、国土交通本省の指導のもと、地方整備局等が連携して統一的な方針に基づいて調査を実施し監督を行っているが、仮に許可等の権限を移譲した場合、複数の都道府県間(管理方針の異なる)から同時に発生する事案に迅速な対応が必要である。また、事業者としても複数の都道府県に同時に対応する必要が発生するため、行政及び事業者にとっての事務コストが増加する。 ⑤事務負担について 事業者では、他事所等業者が大臣許可等業者を上回っているが、事業者数や従業員数等の規模を勘案すると、大臣許可等業者に係る許可等及び監督の事務量は決して小さいとは言えない。 ⑥局部的に発生する事案について 第1次回答において示した、「局部的に発生する事案に關し、広域的に活動する事業者に対して効率的・効果的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である」とした点について、提案団体及び専門部会から見解をいただけない。 以上を踏まえ、建設業及び宅建業に関する国及び都道府県の役割分担としては、現行の法体系における状態が最も適切であり、権限を移譲することはできない。 なお、本提案は、許可等の期間の短縮による利便性向上が目的のことであり、事業者側からそのような要望が寄せられていると認識しておらず、そのために種々な実障が想定される許可等権限の移譲を行う合理性は乏しい。(別紙あり)			
516	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については慎重に検討すべきである。	〇 NPO法や医療法等においては、複数都道府県の区域にまたがる者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で国から地方公共団体への移譲が進められている。 建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる営業所(事務所)のある都道府県に許可権限等を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるか。 現在でも約98パーセントが都道府県許可であり、平成16年までは都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていたことを考えれば、全く問題はないのではないかと。	〇 対応不可	①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。 ②他法律との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については従来から個々の医療機関の監督権者が都道府県知事であったことなど法体系が大きく異なること。また、建設業及び宅建業はそれぞれ不正行為や紛争が多発しているという実態であり、十分な監督権が必要となることから、他法において権限移譲が進められていることを鑑み、移譲が可能であると考えられない。 ③連携体制について 国土交通大臣が監督権を有していれば、統一的な指揮命令系統の下、迅速かつ適切な処分を行うことが可能だが、都道府県に監督権を移譲した場合、全国をカバーする統一的な指揮命令系統が存在しないため、移譲する不正行為や紛争等に対し迅速かつ公平に対応することができない。 ④罰則の執行コストについて 全国的な不正行為については、国土交通本省の指導のもと、地方整備局等が連携して統一的な方針に基づいて調査を実施し監督を行っているが、仮に許可等の権限を移譲した場合、複数の都道府県間(管理方針の異なる)から同時に発生する事案に迅速な対応が必要である。また、事業者としても複数の都道府県に同時に対応する必要が発生するため、行政及び事業者にとっての事務コストが増加する。 ⑤事務負担について 事業者では、他事所等業者が大臣許可等業者を上回っているが、事業者数や従業員数等の規模を勘案すると、大臣許可等業者に係る許可等及び監督の事務量は決して小さいとは言えない。 ⑥局部的に発生する事案について 第1次回答において示した、「局部的に発生する事案に關し、広域的に活動する事業者に対して効率的・効果的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である」とした点について、提案団体及び専門部会から見解をいただけない。 以上を踏まえ、建設業及び宅建業に関する国及び都道府県の役割分担としては、現行の法体系における状態が最も適切であり、権限を移譲することはできない。 なお、本提案は、許可等の期間の短縮による利便性向上が目的のことであり、事業者側からそのような要望が寄せられていると認識しておらず、そのために種々な実障が想定される許可等権限の移譲を行う合理性は乏しい。(別紙あり)			
95	地方バス路線の運行費補助要件の緩和			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	〇 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な労力が必要となることから実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費(国庫補助金)について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。	【制度改正の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。 また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。 【支障事例】広域行政圏中心市へ繋がりが複数市町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口が少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。(採択条件である平均乗車率5人以上では、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。) 【効果】要件緩和により、人口が少ない中山間地域を結ぶ系統において補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車率を5人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。) 【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量:15~150人について、中山間地域は「15人以上」の要件を9人(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度)であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象:平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人数按分して算出とされているものを中山間地域は「5人」の要件を3人まで引き下げる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5		国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要な輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とするところから、要件の緩和は実現困難である。	現行制度は、全国一律の基準を満たすことが優先され、補助対象路線であっても無駄のない、効率的なバス路線の運営が行われているとは言えず、真に地方が必要とする地域交通が確保されるべきである。改正地域公共交通活性化再生法による地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組への支援には期待するものの、再構築には時間を要することが予想される。当面は、補助対象要件について、全国一律ではなく、都市部と地方部に差を設けることで地方の実情に合わせた仕組みとなるよう制度設計を行うべき。
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額に見直ししていただきたい。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であれば、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象とすることができないこととされている(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という)、別表6、ロ、①、②)が、仮に民間バス路線等の廃止により地域間幹線系統が無くなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。 地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持していなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合においても、他の地域間交通ネットワーク(鉄道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額に算定して使えるよう制度を見直ししていただきたい。 補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は別添参照) 現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域56,089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後も地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、ロ	(参考)要綱等	国土交通省	山武市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要な輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に国庫補助上限額を見直すことは不適当である。	
343-1	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の事情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人~150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西限地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。 なお、このほか、市内におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一段の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表2(鉄道)そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分でICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…」等に要していただきたい。 そうすることで、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考えられる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6ロ①、別表21		国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	【地域内フィーダー系統補助】接続する地域間幹線バス系統がないような交通不便地域においては、鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフィーダー系統も補助対象としている。(要綱別表6ロ②)	要綱別表6ロ②については、対象地域が交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域という条件があるなど、柔軟なバス路線設定がしにくいのが実情である。 本県としては、要綱別表6ロ①において、幹線として、バスだけでなく、鉄軌道などを加え、地域の実情に合った要綱としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和			地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	<p>[再掲] 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。</p>
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	—		地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。	
343-1	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	要綱別表6ロ②により、幹線的な交通を補完する観点から、地方運輸局長等が指定する交通不便地域における鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフィーダー系統も補助対象とし、地域の実情に合った柔軟な対応を図っている。 具体的な地域における交通不便地域の指定については、まずは地方運輸局へご相談いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人～150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表21)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードの間では、相互利用ができていない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を望みたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができていない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができていない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分にICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…」等に含めていただきたい。 そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考える。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6ロ①、別表21		国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	【利用環境改善促進等補助】鉄道事業者におけるICカードシステムの導入は、利用者利便の向上に資するものと考えている。このため、「地域公共交通確保維持改善事業(利用環境の改善)」により、鉄道事業者が実施するICカードシステムの導入に対して支援を行っている。加えて、ICカードシステムの相互利用化・片利用化についても、「ICカードシステム導入その他ITシステム等の高度化…」(要綱別表21(鉄道))により、補助対象としているところ。引き続き、この制度を活用して支援して参りたい。	
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運回回数3回以上」及び「1人あたりの輸送量15～150人」について、下廻の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	【提案概要】平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者により採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤廃が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。 一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るのが難しい過疎地域の広域的・幹線的な路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家用有償運送の実施例があり、また新たな取り組みに向けた検討も進んでいるが、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を展開することが必要不可欠と考えられる。 そこで、補助要件「計画運回回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨今、全国的に過疎化しない過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下廻の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。 【支障事例】別紙のとおり	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、ホ		国土交通省	神戸市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ。一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。	地域公共交通活性化・再生法の改正による、新たな補助制度や具体的な手続きの進め方などが示されていない。地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況であり、既存制度の要件緩和をお願いしたい。
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額(車両購入費等)を引上げる。 【車両購入費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄動通駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助の要件は、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新購入時には5年間の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ②(1)及び②、表7の5、別表8	(参考)平成25年度バス運行対策費補助対象一覧	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ。一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。また、膨大な予算を要することからも、要件の緩和は実現困難である。 また、輸送量要件については、平成13年度制度改正時に、「15～150人」になったものと認識しているが、以降10人以上が経過し、『第10回提案募集検討専門部会 参考資料P1』にも記載のとおり、愛媛県の人口は、「全国より20年早く減少に転じ」、高齢化も、「全国より早く」進行するなど、地域公共交通を取り巻く社会的要因は変化(深刻化)しているにもかかわらず、要件については見直されておらず、結果、地域が必要としながらも、存続の危機に直面している複数の系統が維持できない状況となっている。 さらに、『第10回提案募集検討専門部会 参考資料P3』で示されている地方負担に加え、これまで事業者が運行していた系統の再編・廃止等により、市町が自家用有償旅客運送や単独補助により代替交通を確保していることが多く、地方の負担が大きくなっているのが実情である。 ついでには、社会的要因や地域の実情を踏まえた補助要件とすることで、地域が真に必要なとしている系統を維持できる制度としていただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii)利用環境改善促進等事業については、ICカードシステムの相互利用化・片利用化を図る事業も補助対象であることを、地方公共団体に通知する。
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成28法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成28法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。</p> <p>【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による遠距離地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p>	<p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ②(1)及び②、表7の5、別表8	(参考) 平成26年度バス運行対策費補助対象一覧	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	<p>【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。</p>	<p>「見直しが不適当」な理由として、「地域が真に必要なとしている」とあるが、平成23年度からの国庫補助制度により、当該補助金は「生活交通の存続が危機に瀕している地域等に於いて地域の特性、実情に最適な移動手段を提供する」ことを目的としており、補助要件とされる事業計画の策定にあたっては、地域の関係者による協議会での議論や住民意見も踏まえることとなっていることから、事業計画に掲載した系統は、地域が確保又は維持を真に必要なとしている系統である。</p> <p>また、山村振興法指定地域が補助要件となっているが、昭和40年代以降見直しが行われてなく、指定地域よりもさらに高齢化が進行している地域の系統が補助対象となっていないのが実情である。</p> <p>については、現在の地域の実情を反映した補助要件とする一方で、地域が真に必要なとしている系統を維持できる制度としていただきたい。</p> <p>また、補助上限額の設定については、路線の対象地域の人口を基に市町村ごとに算定されたものであることから、各地域の運行形態等、地域の実情を踏まえたものとしていただきたい。</p>
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。</p> <p>【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による遠距離地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p>	<p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ②(1)及び②、表7の5、別表8	(参考) 平成26年度バス運行対策費補助対象一覧	国土交通省	愛媛県	D 現行規定により対応可能	<p>【車両減価償却費等国庫補助金】 車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。</p>	<p>地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約(地方自治法第237条)がある。また、実際の車両購入に際し、各事業者においては、車体や色、デザイン、仕様(車内機器を含む)等については、車両管理上の観点から購入先メーカーを同一とし、部品交換やメンテナンスにおける効率化や費用削減を図っているのが一般的であるが、一方で、地方公共団体(県及び市町)が車両を購入すると、車両購入業者、価格において公平性を保つ必要があり、事業者のニーズと合わないこともあると考えられ、これらを踏まえると、公有民営方式ではなく、事業者が直接、車両を購入する購入時一括補助方式としていただきたい。</p> <p><参考> 地方自治法【抜粋】 第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出賃の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けしてはならない。</p>
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	<p>バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるように制度改正を行う。</p>	<p>広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。</p> <p>検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業、地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けている路線も対象としているが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなくなる場合が想定される。</p> <p>この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まなくなる可能性がある。</p> <p>一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を現実やすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合においても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により、既存系統の一部を地域内フィーダー系統に移行する場合は、新たに運行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ①		国土交通省	広島市	C 対応不可	<p>交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。</p>	<p>本市の提案は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通形成計画等を策定したうえで、当該計画に基づき円滑にバス路線を再編するために、再編により補助対象基準を満たさなくなった路線について、特例的に再編前と同様に補助対象として取り扱うことなどの格別の措置を求めているものである。</p> <p>このため、一律に補助対象基準の緩和を求めているものではなく、国土交通省の見解として示されている補助制度の重点化と方向を同じくするものと考えている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	<p>現行の取扱いにおいて、法律に基づく過疎地域等以外にも、地方運輸局長等が指定する交通不便地域も対象とするなど、地域の実情に応じた対応を行っている。</p> <p>また、国庫補助上限額については、限られた予算の中、全国各地の様々な取組みに対して効果的・効率的に支援を行うため、対象地域の人口という、地域の実情を端的に表す指標に基づき設定しているものである。</p> <p>なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。</p>	<p>【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。</p>
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	車両購入費補助について、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	当初回答したとおり、車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。	
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	<p>当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては不適当であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、地域公共交通活性化再生法に基づいて策定される地域公共交通再編実施計画に基づき実施される多様な事業に対して輸送量要件の緩和等の措置を適用すべく、現在検討を進めているところである。</p>	<p>【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかか事務の都道府県への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができる。そのため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。 第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ 第11条 第2項 本法で定めるのではなく、各都道府県の条例で定める 第13条～第21条 不要(各都道府県条例による)。	【制度改正の必要性】 この数年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体や、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインバウンドの推進に当たり、ネックとなっている。全国的にも、通訳案内士不足。またコスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っていることが顕著化しているとも聞く。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内士からのアテイングによる、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要素。 【期待される効果】 地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。 【懸念の解消策】 外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報の知識については、所定の研修を受けることで担保することを想定。	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進に関する法律 第4条、第11条～24条		国土交通省(観光庁)	鳥取県、徳島県	E 提案の実現に向けて対応を検討	現行の通訳案内士制度においては、通訳案内士が国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすこと、日本の文化や慣習等に不慣れな外国人を保護する必要があること等、良質なガイドサービスの提供を確保する観点から国が関与しているものがある。 地域限定通訳案内士についても、通訳ガイド制度の特例として、都道府県知事による独自の試験の実施を認めるに当たっても、通訳ガイドの育成及び確保に対して全般的な責任を有している国が、制度全体を管理・運用する観点から、都道府県知事により定められる「外客来訪促進計画」への同意という形で関与し、制度の統一性・一貫性を担保しているものである。 一方、外国人観光客数の増加、そのニーズの多様化が急速に進んでいる現在において、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるよう、平成23年度より、一定の区域内において、試験を要せず、地方公共団体による研修の修了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度(総合特別区域法、中心市街地活性化法等)において規定される通訳案内士法の特例制度)を設け、順次拡大していくことあり、ご提案の内容については、本制度を活用することにより、実現することが可能である。 さらに、今秋の臨時国会に提出見込みである構造改革特別区域法の一部改正法において同様の特例制度を措置することを予定しており、ご提案の内容について、より実現可能となるようさらなる対応を検討しているところである。	構造改革特別区域制度において、地方公共団体の研修の終了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度が速やかに措置されることを望むとともに、本県提案の実現についても引き続き検討されたい。
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号別表第一に記載されている法律と同様の手続とされるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。(参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同時に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混在することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	大分県提案分	内閣官房、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	「番号法の施行後3年を目途として検討」とご回答を頂きましたが、施行後3年は平成30年10月が目途となると理解しています。一方で、内閣官房の想定スケジュールでは、住民の添付書類削減を実現する情報提供ネットワークを使用した個人情報の提供は、平成29年1月より国の機関間の連携から開始し、平成29年7月を目途に地方公共団体等との連携についても開始するとされています。 本提案は、根拠法は違うものの、現在、同様に行われている手続が、番号法施行後に扱いが異なってしまうこと、申請者の混乱が予想されることを未然に防ぎたいとの考えです。情報提供ネットワークの地方公共団体等との連携開始時点(29年7月)において、手続の違いが生じないように検討をいただきたいです。 今回、このような事務の一つとして、特定優良賃貸住宅に関する事務があります。特定優良賃貸住宅は、現在マイナンバーの利用範囲に含まれている公営住宅と同じく社会保障分野に含まれると考えています。必要となる資料も同一であることを考慮すれば、一方の事務にマイナンバーの利用が可能です。一方が不可であることは、住民の混乱を招くことにつながり、「国民の利便性向上」を掲げるマイナンバー制度の目的に反するのではないかと考えます。これを踏まえ、ぜひ特定優良賃貸住宅に関する事務を番号法へ追加することをご検討いただきたいと思います。(参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は中堅所得者層を対象とすることから、同法に基づく(事務は、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではないとされていますが、既に番号法別表に記載のある「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務)は、対象者の所得の上限が特定優良賃貸住宅の所得の上限を上回っていることから、番号法という社会保障制度は、中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないと考えております。	
828	国土形成計画に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見を調整するための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を超える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にに行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められてはいるものであり、全国的な視点からの総合的計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必要があるとき、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者が増えることとされている。 また、平成22年7月16日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務・権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・権限仕分け(自己仕分け)において、「C 国」に残すものと整理し、同年12月28日に閣議決定された「アクション・プラン」～出先機関の原則廃止に向けて～において、事務・権限の移譲を進める対象とはされなかったこととあり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。 社会的インフラ整備はもとより、社会構造、産業、文化、医療、福祉、自然環境など、ブロックの事情や地域の状況を熟知し、府県間調整が可能な広域連合が策定すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見	区分	回答			
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかわる事務の都道府県への移譲	・地域限定通訳案内士に係る欠格事由、試験、試験の方法及び内容、試験事務の代行、指定試験機関の委員の選任及び解任、指定試験機関の事業計画等、指定試験機関の監督命令、指定試験機関の報告及び立入検査、並びに試験の細目については、廃止する。条例への委任を許容する。又は条例による補正を許容すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 現在検討中の通訳案内士に関する特例制度においては、国土交通省の実質的な審査事項は、自治体が適正に研修ができるかの1点のみとなるというところ。 ○ 既に総合特区等においては、研修のみで外国人への有償ガイドが可能であるが、今後、どういった懸念が解消されれば、特例制度の全国展開が可能と考えているか。	A 実施	今般の構造改革特別区域法に基づく特例通訳案内士制度創設は、地域限定通訳案内士制度を発展的に見直したものであり、地方公共団体が独自に企画・実施する研修により、その資質を担保することとし、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるような措置するものである。 鳥取県・徳島県からの要望については、今般の特例通訳案内士制度の導入により、その内容の実現が可能になるものと考えている。 なお、今般の特例内容を一般制度化するにあたっては、特例通訳案内士が及ぼす効果・影響や通訳案内士制度に係る社会的要請等を踏まえつつ、通訳案内士制度全体のあり方について総合的に検討を行った上で見直しを図っていく必要がある。	6【国土交通省】 (16)外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平9法91) (1)地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度を創設する。 (11)上記の特例を一般制度化するに当たっては、当該特例ガイドがもたらす効果やその影響、通訳案内士制度への社会的要請等を踏まえ、同制度の在り方について検討する。			
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。	【全国市長会】 国民が混乱することのないように、類似の事務へ拡大するなど、検討状況等の情報を公開しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。	○ 番号法施行後3年となる平成30年度を目途として番号法の利用範囲拡大を検討すると法律に規定されている一方、ヒアリングではその検討の前提も、あり得るとのことであった。今回提案のあった特定優良賃貸住宅に係る事務を別表に位置づけることについて早期実現の方向で、法改正の手法や時期も含めて検討いただきたい。	A 実施	マイナンバーの利用範囲については、個人情報の漏えい等に関する国民の懸念もあることから、まずは、社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定し、マイナンバーの利用範囲を法律で厳格に規定し、それ以外の事務においては特定個人情報の取扱い、特定個人情報ファイル作成を禁止しています。 ここで、どの事務が社会保障分野、税分野などに該当するのについては、それぞれの事務を個別に見る必要があると考えますが、例えば、現行の番号法においても、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務が規定されているなど、広い意味での社会保障制度に関する分野であっても、マイナンバーを利用できると考えているところですが、 一方、「社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野」に該当する事務であっても、すべての事務が別表第一に規定されているわけではなく、どのような事務を番号法に追加するかについては、①全ての地方公共団体において当該事務でマイナンバーを利用すること、及び付した番号22案により情報提供の求めに応じた当該求めに応じる義務が生じること、②そのため、例えば地方公共団体によっては申請件数がわずかなしな事務であったとしても、一律に、マイナンバーの利用及び情報提供に対応するための追加のシステム整備等を行わなければならないこと、等を勘案しつつ、制度を所管する各府省庁の意向や、地方公共団体のニーズを踏まえた上で、マイナンバー利用の態様について個別に検討を行う必要があると考えます。 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による特定優良賃貸住宅は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅(同法第1条)ですが、既に番号法別表に記載のある「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務は、その対象者の所得上限が特定優良賃貸住宅の入居者の所得上限を上回っており、番号法19「社会保障制度」(番号法第9条第2項)は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」における中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないことから、特定優良賃貸住宅に関する事務についても番号法上の「社会保障制度」に含まれるとのご指摘を踏まえ、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に関する事務について番号法別表に追加することとします。(ただし、どこまでその事務を追加することとするかは今後検討させていただきます。)	6【国土交通省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条7項)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。			
828	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の意見にも十分に配慮する必要がある。		C 対応不可	・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画である。こうした全国的な視点によって行わなければならない施策・事業(例えば、国際空港・港湾、高速鉄道、高速道路などの交通施設の配置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置 等)の実施に関する計画は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 ・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部等について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画であり、国の責務として策定・推進すべき広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 ・また、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を踏まえて、国土交通大臣が決定することとされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとしている。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
60	国土形成計画に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求め、また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるかとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業振興、医療・環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための役割を担っていることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を超える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にに行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線だった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)		国土交通省	関西広域連合	D 対応不可	国土形成計画に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲することは適切でない。 なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機構、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。 また、平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務・権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・権限分け(自己仕分け)において、「C」圏に残すものと整理し、同年12月28日に閣議決定された「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」において、事務・権限の移譲を進める対象とはされなかったところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。	国土交通省の回答では、広域地方計画は全国的な視点から国が責任を持って策定・推進することが必要とされているが、関西広域連合が主導してブロック単位の広域地方計画を策定することは国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。 現在、関西圏では、広域連合が、防災・観光・文化振興、産業振興、医療・環境保全など総合的な広域行政課題に対応した取組を進めるとともに、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整事務の一環として、関西圏全体を見据えた将来展望の研究を始めるなど、広域地方計画の策定を担い得る実績を積み重ねている。 なお、広域地方計画は全国計画を基本として定める(同法第9条第2項)とされているが、関西広域連合主導であっても国の定める全国計画との整合性を十分に図った上で、圏域内の市町村や住民の声を丁寧に聴くことにより地域の視点を踏まえた計画策定を行うことができる。 また、国や他圏域との関係については、広域地方計画協議会には国の関係各地方行政機関や隣接県なども参画することから、それと密接に連携・調整を図ることにより、その意見を十分に尊重し、計画策定することは可能である。 さらに、権限移譲までの当面の措置として、近畿圏広域地方計画協議会メンバーであった関西広域機構(平成23年9月30日解散)の後継団体であり、広域計画の実施に密接な関係を有する者である広域連合が「広域地方計画協議会」に参画し、意見を反映できるようにすべきである。 なお、「アクション・プラン」は国出先機関の原則廃止に向けての整理であり、本省権限である広域地方計画の策定権限について具体的な言及されているわけではないので、整理済みとは言えないのではないかと。
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	都市の排水処理については公共下水道、農業集落排水、浄化槽、灌漑排水、準用河川などの手法があるが、都市計画に位置付けているのは下水道法で位置付けられる下水道だけであり、都市内の排水処理の全てを都市計画では網羅していない。 現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、近年行われている手続きは、案件の建築に伴う区域の追加や、区画整理により市街化編入した区域の追加など、都市計画的議論の余地がほとんどである。 また、都市計画図の中に下水道の排水区域を明示しないため、一般の方が都市計画決定された下水道の排水区域を見るときは、都市計画案を縦覧するか、都市計画決定図書の内容を指示請求するしかない。 下水道の管渠は下水排除面積1,000ha以上ものについて決定することとなっているが、どのようなルートで下水が流れるかを示した図に過ぎず、地下鉄の決定のように平面位置や縦断高さを決定して他の構造物に対して制限を掛けるようなものではない。また、管渠は一般的に道路下に占用するため、土地収用の必要も生じない。 下水道の都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画的な観点から市民にとって迷惑施設となる可能性がある処理場、ポンプ場などの施設の位置に限定し、排水区域及び管渠の項目を削除すべきである。	都市計画法施行令第6条第1項第6号 都市計画運用指針C、C-1.(1)		国土交通省	仙台市	D 現行規定により対応可能	下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域については、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については、運用指針において定めることが望ましいとされているのみであることから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管渠を定めずに都市計画を定めることは可能。	
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が希薄となっており、都市計画的議論の余地がないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行う必要がある事業とは異なり、下水道事業は下水道法で整備計画が採算されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負担となっている。	都市計画法第59条第1項		国土交通省	仙台市	D 現行規定により対応可能	都市計画事業を施行する場合は、都道府県知事の認可又は国土交通大臣の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決定されたすべての都市施設について都市計画事業として施行することを義務付けているものではなく、都市計画事業の手続によらずに整備することは可能。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
60	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求めます。	【全国市長会】権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の意見にも十分に配慮する必要があります。				C 対応不可	<p>・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画である。こうした全国的な視点に立つて行わなければならない施策・事業（例えば、国際空港・港湾、高速鉄道、高速道路などの交通施設の配置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置等）の実施に関する計画は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。</p> <p>・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部等について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画であり、国の責務として策定・推進すべき広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。</p> <p>・また、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。</p>	
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	—	【全国市長会】国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。				D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
113	都市計画法の改正	下水道事業は都市計画事業の適用除外とするべきである。ただし、下水道法の整備計画の策定にあたり、都市計画との整合性が担保されるよう制度設計を行うべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事務負担を軽減する観点から事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。				D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を利用しての開発行為で、工事等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可できない状況となっている。市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラも整備されている当該土地・既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながっていくことが望ましいと考えている。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃地の増加につながり、周辺環境に治安の悪化の原因ともなる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地の有効活用は、既存集落や生産活動等を維持するための貴重なストックとしての役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の伴う開発行為の抑制につながることも期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間適正に利用された土地であることなど、一定の要件に合致した場合は既存建築物の工場への用途変更への制限を緩和できるよう、法律への明文化についてご配慮いただきたい。 【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上等)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であること、同法同条14号については、「開発審査会を設置するものは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。	都市計画法(第34条第1項第1号~14号) 【開発許可制度運用方針】Ⅲ-13	別紙あり	国土交通省	高岡市	D 現行規定 により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的に良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等にに応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	・ご指摘のとおり、現行制度においても、都道府県が開発審査会の議を経ることによって、都市計画法第34条第1号から第13号に該当しない市街化調整区域の開発行為を許可することが可能である。しかしながら、開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実態の当事者である市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会の手続き等に時間を要し、工場立地等に係る事業の場合、市の総合的なまちづくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。 ・市内に立地する企業に事業拡張等のニーズがある場合に、立地の見直しを検討する必要があることも想定されるが、本提案の主たる目的は、今後の人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの方向性や先述のような企業のニーズを踏まえ、市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用し、企業立地の受け皿として活用することにより、市内企業の市外流出を防いだり、新たな企業誘致につなげていくことにある。 ・以上の点から、これらの事業を個々に県と調整するよりも、今後、地方がコンパクトなまちづくりを進めながら、必要な企業立地を行っていくことに対応した、より柔軟な開発許可の制度運用を可能とする基盤が全体的なものとして法令で確保されること、地域の実情に応じたまちづくりをスピード感を持って進めることに資すると考える。 よって、法定基準の緩和、あるいは現行規定での対応がより円滑に進むよう、開発許可制度運用指針での例示化について、検討いただきたい。
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。合併した自治体を持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築されている。しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設においては多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等のおおしい。	【制度改正の必要性】 本市は平成16年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれ、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の重複する公共施設が多く存在する。公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。 しかし、現在、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されること、また、現在の要件では、民間事業者へ売買などを行う際に支障があり多くの土地が市の退廃財産となることが想定されるため。 【都市計画法第34条の改正(案)】 「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設の跡地利用については、地域の振興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあつてはこの限りではない。」	都市計画法 第34条	別紙あり	国土交通省	合志市	D 現行規定 により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的に良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等にに応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりを支障を来している。そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本市計画区域内に位置している。市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域バランスを欠く状況。また、人口については、年々増加している状況であるが、個人市民税等の税収増加は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。 そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学官連携促進等、新たな雇用創出による財政運営強化への様々な取り組みを行っている。 しかし、本市の市街化区域においては、余剰地が殆ど無く、約9割を占める。市街化調整区域内においては、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所・工場等の設置や6次産業化に必要な農産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を来している。 そのため、都市計画法第34条による市街化調整区域内の開発許可要件を一部緩和し、各自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すべきと考え、 【都市計画法第34条の改正(案)】 「新たな要件見直しとして『市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議の上認められたもの』について市街化調整区域内の開発を認めるものとする。」	都市計画法 第34条	別紙あり	国土交通省	合志市	D 現行規定 により対応可能	現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによって、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等にに応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加				D 現行規定により対応可能	かつて開発許可を受けた土地の用途変更であっても、変更後の用途によっては新たなインフラ負荷を発生させたり、周辺区域の市街化を促進させたりするおそれがあることから、個別に確認する必要があるため改めて開発許可を受けるとしている。 事務処理市町村にあつては、いわゆる提案基準等の独自の基準を策定することが可能であり、当該基準において既存宅地の用途変更について特に措置することも可能であることから、県とも調整の上運用されたい。 調整に時間を要する点については、都市計画運用指針において「開発審査会の開催」については、定例会のみでなく必要に応じて随時開催する等できる限り強力的に運用することが望ましいと規定する等迅速化に努めるよう適宜指導を行っており、適切な開発審査会の設置・運用に向けて、引き続き指導等を行っていく。 なお、開発許可制度運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって当該指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を否定するものではないので、個別の案件については、運用において十分に検討されたい。	
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)				D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)				D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	<p>【制度改正の必要性】市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号ロの規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど利用できる事業が少なく、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすくし、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。</p> <p>【現行制度で対応困難な理由】都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。</p>	都市計画法第34条、同法施行令第21条		国土交通省	安城市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条第1号においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものうち、各個例法に基づき一定の公益性を付与されている公益公共施設を類型化して定めている。現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等にに応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用指針が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用指針に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	<p>【町都市計画の経緯】本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として繰り引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。</p> <p>【支障事例】現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かな特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制が困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」として環境整備を進めているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、9市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。</p> <p>【制度改正の必要性】繰り引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰り引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿が大きく変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、置くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考え、よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。</p>	都市計画法第7条、都市計画運用指針IV-2-1-B	添付資料： ・聖籠町都市計画区域図 ・第2次都市計画マスタープランにおける全体構想図	国土交通省	聖籠町	D 現行規定により対応可能	区域区分を定める場合、運用指針における考え方を基本としつつも、地域の特殊事情等を踏まえ、法令の範囲内においてこれによらない方法で定めることは可能。	地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方が基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることでも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	<p>【支障】社会資本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえず、事業そのものの進捗が図れていない例もある。</p> <p>【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状と精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつつ、社会資本整備の事業効果を早期に出現させることができる。</p> <p>【懸念の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考え、また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考:改正後の行政不服審査法の管理員)や、土地収用法34条の7に基づく審議会を活用することなどにより担保できる。</p>	土地収用法17条		国土交通省	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県	C 対応不可	土地収用法に規定する事業認定に関する処分は、申請された事業が土地等を収用又は使用するに値する公益性を有しているかを判断し、当該処分により強制的に土地等の権利を取得する途を開くものである。この判断にあたっては、得られる利益と失われる利益を総合的に比較衡量することを要し、得られる利益が失われる利益を上回る場合に当該事業が公益性を有すると判断されるが、比較をするにあたっては、これらのような全く異なる要素を比較することから、客観的機動的数値的にのみ処理することは困難であり、最終的には主観的な判断要素を含むことが避けられない。したがって、当該判断の適正性を確保するためには、原則として、事業を行う起業者とは別の行政庁において中立的に判断する必要があることから、地方の事業については地方が地方の実情に沿った公益性や必要性を審査することにより、当該計画に掲げる地域社会の形成の更なる推進が期待される。	「事業を行う起業者とは別の行政庁において中立的に判断する必要がある」との回答であるが、提案するに当たっては、可能な限り事業認定の所管部局、所管課については、事業部局又は事業課以外が所管することを想定しているところである。 現に、国土交通省を含む国事業については、原則、国土交通省が事業認定を行っているものの、客観性や公平中立性は損なわれることなく、十分に確保されていると認識しており、これと同様の事務を都道府県が行うときに客観性や公平中立性が確保されないとするのは矛盾がある。 また、事業認定の客観性や公平中立性を確保するために、国事業の場合と同様に土地収用法第25条の2第2項に、同法第34条の7第1項に基づく審議会その他の合議制の機関の設置が規定されており、万一、認定庁の事業認定に客観性や公平中立性が確保されていない恐れがある場合には、二重に審査する仕組みが確保されている他、行政不服審査法に基づく異議申し立てや行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等司法的救済手段も確保されている。 なお、社会資本整備重点計画においては、「自立的で個性豊かな地域社会の形成が掲げられ、創意工夫を生かした社会資本の整備が標榜されていることから、地方の事業については地方が地方の実情に沿った公益性や必要性を審査することにより、当該計画に掲げる地域社会の形成の更なる推進が期待される。」 いずれにしても、全国一律に行う必要がある社会資本整備は従来どおり国の「責任」と「権限」のもと事業実施されることに異論はないが、地域の社会資本整備については、地域と密着した地方公共団体に「責任」とともに「権限」も付与されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加				D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付けられていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	—	<p>【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方が基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることも可能であることについて、何らかの明記を求めらるものである。</p>		D 現行規定により対応可能	<p>まず、都市計画運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。</p> <p>その上で、御指摘の支障事例に関して、都市計画運用指針においては、「役場、旧役場周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域」については、「20ha以上を目途として飛地の市街化区域を設定することができる」としており、また、「人口フリュームを基本とする」としつつも、「都市計画区域のうち、農林業上その他の土地利用規制等により市街化することが想定されない土地の区域以外の区域にある土地について、都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる」としている。個別のケースの検討においては当該記載を含む指針の内容を勘案しながら適切に運用されたい。</p>	
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>土地収用法は、憲法第29条第1項によって不可侵とされている財産権に対して制限を行い、同条第3項の規定である「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることを可能とする最も基本的な法律であつて、権利者の意向にかかわらず、強制的に土地等の権利を取得する途を開く事業認定の判断にあつては、権利者保護に万全を期すべきであり、これは、憲法第31条及び第13条の精神からも求められるところである。また、事業の公益性等の判断に係る国民の関心も非常に高く、たびたび事業認定の処分に係る地域住民による反対運動、不服申立て及び取消訴訟等が提起されてきたところである。</p> <p>以上の憲法上の要請等に応えるため、事業認定の判断にあつては、たとえ審議会等の合議制の機関の意見を聴いた上で判断したとしても、原則として事業を行う起業者とは別の行政庁において公平中立に判断する必要があることから、現行規定においても市町村が起業者である事業については都道府県知事が、都道府県が起業者である事業については国が、それぞれ事業認定を行うこととされている。なお、国が起業者である事業については国が事業認定を行うこととしているところ、これは国の外に適切な者がいないことから、例外的に許容されているものであり、この例外的な手続きを根拠として、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは妥当ではない。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
279	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	【制度改正の必要性等】 都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大き見込まれるところであるが、電気自動車用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。 将来、電気自動車の使用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や飲食施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。 都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。	都市公園法施行令第5条		国土交通省	埼玉県	D 現行規定により対応可能	都市公園に設けることのできる公園施設は、都市公園の効用を全うするために都市公園法令に限定列挙されている(都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条)。そのうち遊具施設には駐車場が位置付けられており、公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である。	都市公園法令に限定列挙されている都市公園施設については、駐車場は記載されているものの、電気自動車用充電器については記載されていない。このため、貴省が示された「公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である」旨の見解を本県を含む地方公共団体に十分に周知されていない。 電気自動車用充電器を都市公園法令に明記する。若しくは本件に係る見解を地方公共団体に改めて通知するなど、都市公園内における電気自動車用充電器の位置付けを明確にする措置を講じていただきたい。
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は400件(H24)に及び、熊本県においても、期限内届出率は71.1%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23～H25熊本県平均)は遅延届出(期限後に自主的に提出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(同平均)は契約日から3週間以内に提出されている。 このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多くことや、難着等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。 また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定め、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現況把握や傾向分析に活用する土地取引規制実態統計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の702)が適用されない。 【制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算：H24全国無届取引件数：4,400件×0.765×0.1＝336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務(県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	国土利用計画法第23条第1項 昭和54年12月24日付け454国土利第401号土地利用調整課長通達「無届取引等の事務処理について」の別添「無届取引等事務処理基準」		国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制においては、 ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・報告を行うことができることとされており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること ② 高額の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること 等から、契約締結後できるだけ速やかに届出をしてもらうことが必要であり、契約締結後2週間以内に届出をしなければならぬものとされていることである。 また、熊本県より提出されている平成23～25年の熊本県における届出状況(参考1及び参考2)によれば、3ヵ年間に於ける期限内(2週間以内)の届出件数が541件に対し、2週間超3週間以内の届出件数は17件(約3%)に過ぎず、本提案は届出の遅延を招来する結果となり、届出義務履行促進にはつながらないものと考えられる。 以上により、事後届出制の届出期限の緩和を行うことは妥当でないとする。	本提案は、法律順守を目的とした提案であり、届出期限の緩和より届出義務促進につながることを考えている。 遅延を招来する結果となるとは思わないが、届出期限の緩和が難しいのであれば、期限内届出の徹底を図るため、国においてもさらなる周知徹底をお願いしたい。
382	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに伴った普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制(第3条～8条、7条・8条)を自ら行うことができる。 一方で、違反広告物に対する趣意の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなくてはならない。 景観行政団体が景観行政と屋外広告物の規制を一体的に実施するには、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。 【具体的な支障事例】 また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自条例を制定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。 【課題の解消策】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第2項から第4項及び第8条において「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。	屋外広告物法第7条、第8条、第28条・平成16年12月17日付け国都公第148号 国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」1.2.(4)		国土交通省	広島県	C 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一体的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都道府県知事が条例により権限移譲することが適切である。	景観行政団体となった市町村は、それぞれの景観計画に基づき、独自に屋外広告物を規制する条例(以下「市町村条例」という。)を制定できるが、その際には都道府県と協議・調整のうえで制定している。このため、当該市町村条例で規制されている部分については、都道府県の屋外広告物条例の規制を要しない。 よって、国土交通省が懸念するような重複して二重に行政を行うようなことは生じない。 市町村条例で屋外広告物を規制していく中、簡易除却等のみ都道府県からの権限移譲に頼らざるを得ない状況は国が主導する「一体的に担う体系」とは言えず、一体的な体系を実現するために制度改正を求めものである。 また、独自に市町村条例を作成している場合、簡易除却等も含めた規制を一体的に行える方が、効率的であり、より市町村独自の計画に沿った景観を実現しやすいと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
279	電気自動車充電器の公園施設としての位置付の付与	公園施設の具体的な種類については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例により定めることとするべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	公園管理者が、都市公園本来の効用を享受する人々の利便に供すると判断して、公園施設である便益施設としての駐車場に電気自動車充電器を設けることは、可能である。 現行規定でも可能である旨の明確化について、検討を参りたい。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (iii)公園施設である駐車場に設ける電気自動車充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知する。
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和				C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制における期限内(契約締結後2週間以内)届出の必要性については前回お示ししたとおり。 ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができることとされており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときは、速やかに是正を求める必要があること ② 高額な土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があることとされているところである。 今後とも、速やかな届出を求めている制度趣旨についての理解の増進や、本制度の更なる周知徹底、運用改善策の促進が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。	
362	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		C 対応不可	屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることが住民、屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。 その上で、屋外広告物法第29条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に對して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可能な制度としている。 一方で、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県が条例を定めることにより、市町村が処理することができる。 いすれにしても、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の事務については、広域自治体たる都道府県が屋外広告物法及び地方自治法の規定を適用して適切に条例を定めることにより、景観行政団体たる市町村が景観行政と屋外広告物行政を一元的に行うことが可能である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	<p>【現状】 岐阜県の地籍調査進捗率は平成25年度末は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770k㎡を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定められている。</p> <p>【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に進めるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当該地籍調査対象面積6,623㎡のうち当該制度の対象面積は2,369㎡で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。</p> <p>【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。</p>	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項		国土交通省	岐阜県	C 対応不可	<p>地籍調査の進捗率は全国で51%で、その内訳を見ると都市部(DID)が23%、林地が44%、農用地等が72%となっている。このように、都市部では山村部と比べて、特に進捗が遅れているところである。</p> <p>このため、第6次国土調査事業10箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)では都市部(DID)での地籍調査を一層進めることが定められるとともに、平成22年度には都市部における地籍整備の推進を目的とした地籍整備推進調査費補助金が創設されたところである。</p> <p>県のご提案にもあるように、山村部における地籍整備の推進が重要であることは国としても認識しているところであるが、対象地域要件を農村部及び中山間地域に拡大することは、本補助金の創設趣旨に沿わず、また、遅られた予算を都市部へ重点化できないため、都市部における進捗を遅らせることもなかなかない。</p> <p>現状では進捗して、都市部の地籍調査の進捗率は他の地域と比較して極めて低い状況にあることを鑑み、本補助金については、その目的を踏まえて引き続き都市部に重点化して、地籍整備の効率的な進捗を図る必要があるところである。</p> <p>なお、林地の地籍調査の進捗は都市部に遅れていることから、国としてもその進捗が重要であると考えており、本補助金は別に平成22年度に「山村境界基本調査」を国直轄の事業として設け、市町村による地籍調査の促進に努めてきているところである。ご提案の山村部における地籍調査については、国による地籍調査の実施に対する財政的な支援を始めて、国直轄による「山村境界基本調査」の活用により推進されるものと考えている。</p>	<p>進捗が遅れている都市部の対策を重視する国土交通省の考えも理解できるが、林地の境界を知る者が高齢化しているため山村部の地籍調査も急がなければ、将来境界を確定すること自体が非常に困難になる。</p> <p>山村境界基本調査の予算額は、平成25年度の250百万円をピークに平成26年度の予算額と平成27年度の概算要求額は151百万円抑えられており、事業実施を希望する県内の市町村の要望が先送りされている状況である。</p> <p>また、公共事業等に伴う用地測量を実施した地域について別途地籍調査事業を行うという二重投資を抑制する効果も期待できることから、補助対象地域の要件緩和について、是非ともご理解願いたい。</p>
646	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	<p>【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度(149件×2(実施、終了)=96件の実績)がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時的使用、土地の収用又は使用の権利行使が起こり得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要は疑問がある。</p> <p>また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。</p> <p>【具体的な効果】 これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。</p>	測量法第14条、第21条、第23条、第39条		国土交通省	長崎県	C 対応不可	<p>1. この公共測量実施の公示を都道府県知事に行わせる趣旨は、 ① 関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な法第19条の規定による土地の立入り、法第16条及び法17条の規定による障害物の除去、法第18条の規定による土地等の一時的使用並びに法第19条の規定による土地の収用又は使用の権利の行使があり得ることを知らせ、行政運営の効率化を図る ② 都道府県知事に公共測量の実施及び終了を通知することにより、公共測量の実施主体の公共団体に、あらかじめ当該地域の公共測量の実施状況を知らせ行政運営の効率化を図る ③ 公共測量の実施主体は、国の機関、都道府県、市町村、その他の公共団体やインフラ企業等多様であり、各実施主体が直接周知を行う場合、公共測量の実施を知るためには、全ての権限の公示情報を受取り受けなければならない。一方、公共測量はごく一部の例外を除き単一都道府県内を測量地域として実施される。よって、都道府県知事が管内の公共測量について一元的に公示することで、確実な周知を図る効果も期待できることにより、測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成するためのものであることから、本規定による全国的に統一した定めが必要である。</p> <p>2. 公共測量より設置、移転、撤去及び廃棄の永久標識及び一時標識の種類及び所在を ① 関係都道府県知事に通知する ② 都道府県知事からは関係市町村長に通知する 手続きにより、国土地理院の長、都道府県知事及び市町村長が一体となって測量標識の現状を把握し、測量標識の健全を認め、設置された公共測量の測量標識の利用が適切に測量の重複をなく、正確で精度の高い測量を実施するという法の目的を達成するためであり、本規定による全国的に統一した定めが必要である。</p>	意見については、了解するが、公共測量実施の公示方法が、より簡素なものとなるよう、今後、検討をお願いする。
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	<p>【制度改正の必要性】 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村継れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。</p> <p>については、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。</p> <p>【懸念の解消策】 代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・譲り申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考えられる。</p> <p>例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出なければ、関係者の同意、権利の消滅を擬制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。</p>	地籍調査作業規程第11条、第23条、第30条第1項、第2項、地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2	平成23年3月18日付国土調査第633号国土交通省土地水資源局国土調査課長通知	国土交通省	大野市	D 現行規定により対応可能	<p>地籍調査の成果は、登記所に地図として備え付けられ、土地に関する権利の第三者に対する対抗要件を構成することなどから、地籍調査には高い精度と信頼性が求められる。また、地籍調査の際の境界確認において、土地所有者等の確認を得ずに調査をした場合には、将来的に地籍調査の成果に関する境界紛争が発生する蓋然性は極めて高くなることから、地籍調査の境界確認の際、土地所有者等が複数いる場合には、原則として全土地所有者等から確認を得る必要があるが(地籍調査作業規程準則第30条第1項)、当該土地所有者等からの委任状を頂くことができれば、境界確認を委任された代表者のみによる境界確認は可能である。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大		【全国市長会】 中山間地域における地籍調査の進展を図るべく、積極的な検討を求め。		C 対応不可	<p>山村部では、所有者の高齢化や村離れの急速な進展等により地籍調査の実施が極めて困難であり、山村部における地籍整備の緊急性は国土交通省としても重々承知している。しかし、都市部の地籍調査の進捗率は29%と林地の44%に比べて半分程度であり、都市開発の円滑化等のためにもその推進は極めて重要な課題である。このような状況から、平成22年度には都市部における本補助金制度を創設するとともに、国直轄の基本調査（都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査）を創設し、都市部や山村部における地籍整備を積極的に推進してきている。</p> <p>また、東日本大震災の教訓として、地籍調査の実施により被災後の迅速な復旧・復興に貢献することが再確認されており、山村部や都市部の被災想定地域における地籍整備を推進することは重要である。特に、都市部は人口等が集中し、被災後は甚大な被害が生じるため、その推進は喫緊の課題である。</p> <p>その後、国土審議会小委員会より今後の国土調査のあり方を示す報告書が公表された。同報告書では、災害への備えとしての地籍整備を優先的に進めるべきとされ、当省ではこれを踏まえた地籍整備を積極的に推進する必要があると考えている。一方、国、自治体ともに財政の厳しさは深刻化しており、本補助金や山村境界基本調査等の予算は減少傾向にあるが、当省としては、地籍調査費負担金や国直轄の基本調査の所要額の確保に向けて最大限努力しているところである。これに加えて、当省では、同報告書で示された効率的な手法（山村部での航空写真やハンディーGPS等を用いた測量手法など）の導入に向けた検討に着手しているとともに、厳しい財政状況を考慮し、国土調査以外の測量・調査成果を最大限活用して地籍整備を推進する際の申請に伴う負担軽減等の検討を進めることとしている。</p> <p>上記のような取組を通して、山村部等における地籍整備の推進に引き続き努めていくが、本補助金については、制度の創設趣旨を踏まえ、都市部に重点化して地籍整備を推進することが必要であると考えている。</p>	
646	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久権限の設置等に係る都道府県事務の廃止				C 対応不可	<p>公共測量実施の公示の必要性については第1次回答で納得いただいたものと考えているが、公示の手段については、測量法では特段の定めはないので、各都道府県の実状に沿った最も効率的な方法をもって事務処理を行っていただきたい。</p>	
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	<p>提案団体からは意見が付けされていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
664-1	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に改正定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求めている。</p> <p>また、自動車の環境性能の向上等により、基準が大幅に悪化する条項もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うことにより苦慮している。</p> <p>また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現在の計算では換気能力が過大であると主張を受けており対応に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。</p> <p>また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条</p>	国土交通省	川崎市	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>【駐車場法施行令第7条】 児童公園からの距離 駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、特に、児童公園については、多くの児童が利用する施設であり、児童保護の観点より、規定されたものです。</p> <p>そのため、各都市の実態を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。</p>	<p>小規模な街区公園等で道路交通や児童保護の観点から問題ないと思われる場合であっても、柔軟な対応ができず窓口での対応に大変苦慮しており、早急な検討をお願いしたい。</p> <p>また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。</p>	
664-2	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に改正定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求めている。</p> <p>また、自動車の環境性能の向上等により、基準が大幅に悪化する条項もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うことにより苦慮している。</p> <p>また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現在の計算では換気能力が過大であると主張を受けており対応に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。</p> <p>また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条</p>	国土交通省	川崎市	D 現行規定により対応可能	<p>【駐車場法施行令第7条】 交差点からの距離 駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、その観点から、交差点の側端から5メートル以内には自動車の出入口を設置してはならないとされておりますが、同条第2項及び第3項の規定により、国土交通大臣が当該出入口を設置する道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認められる場合は設置可能ですので、当該事務を委任されている地方整備局にご相談します。</p>	<p>駐車場法施行令第7条第2項及び第3項に基づき、交差点内の出入口等を国土交通大臣が認める場合には、あらかじめ道路管理者や公安委員会との協議が必要である。</p> <p>当市では、大臣認定を事業者に指導した事例がないため、手続きに伴う事務量や処理期間を把握していないが、当該認定を市が事業者に指導する場合、あるいは事業者が活用する場合には、手続きの柔軟性等が求められるので、その点について御配慮いただきたい。</p> <p>また、これまでに、大臣認定を受けた具体的な事例を御教示いただきたい。</p>	
664-3	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に改正定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求めている。</p> <p>また、自動車の環境性能の向上等により、基準が大幅に悪化する条項もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うことにより苦慮している。</p> <p>また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現在の計算では換気能力が過大であると主張を受けており対応に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。</p> <p>また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条</p>	国土交通省	川崎市	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>【駐車場法施行令第12条】 換気装置の基準については、排ガス対応車の台数・内訳、排ガス規制や環境基準等の制度の変遷、駐車場利用者及び駐車場管理事業者への影響等、改令制定時の状況と現在における排ガス対応車の実態や制度の変更等について事実関係を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。</p>	<p>換気装置の基準に関する事業者からの問い合わせは年々増加しており、窓口での対応に大変苦慮している。早急な検討をお願いしたい。</p> <p>また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
664-1	駐車場法施行令の見直し	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行う予定です。	6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
664-2	駐車場法施行令の見直し	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	大臣認定については、地域の実情に応じた運用がされており、平成25年度におきましては、岡山市内での丁字交差点における認定事例等があります。なお、この事例では、現地の交通状況等を踏まえた上で、信号は設置されず、に、出入口の設置が認定されています。	【再掲】 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
664-3	駐車場法施行令の見直し	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行う予定です。	【再掲】 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
751	都市計画法に基づく 開発許可制度運用指 針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等 関係(18)医療施設関係 において、④として「津波 水対策特別強化地域に指 定された市町村において、 津波浸水想定区域内に既 に立地する第二次救急医 療機関が移転する場合」を 追加すること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難 対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部において は、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の 重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(災害応急施設) が存在している。 こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合 に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。 単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。 しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏ま えたときに、該当施設の場合、市街化区域内にある程度まとまった土地が無 いことから、近隣の市街化調整区域への移転が最善であると判断されるが、 運用指針に記載が無いため、許可が得られない状況である。 そのため、開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係(18)医 療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市 町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が 移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可 が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。	開発許可制度運用 指針		国土交通省	豊橋市	D 現行規定 により対応可 能	開発許可制度運用指針は、地方自治法第245条の4に基づく技術的 的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方 によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。 都市計画法第34条第14号の規定に基づき地域の実情等に応じ開発 許可が可能である。	都市計画法第34条第14号は同法第34条第1号から第13号までに該当しない開発行 為について、個別にその目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進する 恐れがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不当である ものについて、開発審査会の手続きを経て許可することができるものであることから、 本件についても本市の実情を踏まえ、必要性と妥当性を整理した上で、回答を参考 としてきたい。
871	都市計画決定以前の 緑地について国庫債 務負担行為による先 行取得を可能とす ること	相続等により緊急に保全 が必要となる緑地の用地 取得について、都市計画 決定前に用地の取得を可能 にするよう制度を見直す。	【支障事例】 「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊 急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行 取得が不可能である。そのため、単独での用地取得となるが、財政的負担 が大きく対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為 により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付国 都総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認める事業とし て緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲につ いて、土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている 事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国 庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、 緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、 都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを 求める。	「都市・地域整備局 所管の補助事業の 用に供する土地を 国庫債務負担行為 により先行取得す る場合の取扱い要 領について」平成14 年6月28日付国 都総第633号		国土交通省	さいたま市	C 対応不可	国が補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止す るため、「国庫債務負担行為により直接事業又は補助事業は、先行取得する土地を 先行取得の対象となる土地の要件が計画の確定した事業の用に直接供するた めに必要である土地に限るものとされており、これに基づき「都市・地域整備 局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する 場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付国都総第633号)では、都 市計画所管の補助事業の要件について、都市計画決定が行われている事業とし ている。そのため、緑地保全事業についても、計画の確定している事業を特別 緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業としている。	補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止する ことは重要と考えるが、本市の提案は相続等によって緊急に保全が必要とな った緑地の保全を目的としている。そのため、当該緑地の地権者から緑地保 全に対する同意を得ることは都市計画の決定とほぼ同意意と捉えることが できると考える。なお、都市計画決定を行うためには、相当の日数を要するこ とから、地権者が相続税を納付する期間に間に合わないなどの問題が発生し 緑地の喪失の恐れがある。以上の観点から、本提案について再度検討して いただきたい。
13	実態的に法令に根拠 のない農取用協議を 求めている通知の廃 止	農村地域工業等導入促進 法に基づき農が実施計画 を策定又は変更する場 合及び市町村が策定又 は変更する実施計画に ついては同法第5条第9 項により農が協議に 応じようとする場合の 国との連絡調整を廃 止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、 都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事 に協議しその同意を得たうえで農工法実施計画(以下、実施計画という。)を策 定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては は、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者とな っている。このように、実施計画の策定とこれに伴う農用地転用許可は、地方 自治体の権限とされているが、農林水産省構造改革推進部(以下、農水省)第8 項、第9項「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63 年8月18日付63 農政第605号)第 4の4連絡調整等	農村地域工業等 導入促進法第5条第 8項、第9項	別紙参照	農林水産省、 経済産業省、 厚生労働省、 国土交通省	佐賀県	C 対応不可	1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の 高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣 旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入 基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地 利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入 の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用 状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのもので ある。 2 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の 発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事業の導入 等に資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっ ては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体として の工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務 的に確認するためのものとして、単に事務的に確認するものであれば、実施 計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係 部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。 また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事業の発生を懸 念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をは じめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏 まえ、多くの時間をかけて議論されていることから、こうした懸念は当たら ないと考える。 いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断 については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが 適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定さ れている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡 調整通知は廃止すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
751	都市計画法に基づく 開発許可制度運用指 針の改訂	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」 となっているが、事実関係について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。		D 現行規 定により対 応可能	現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
871	都市計画決定以前の 緑地について国庫債 務負担行為による先 行取得を可能とするこ と	—	【全国市長会】 緑地を保存することができるよう、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	国庫債務負担行為により取得した土地が事業の用に供されることを確保なものとする ため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行 取得する場合の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通 省事務次官通知)及び「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫 債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日 付け国総総第333号)に基づき、緑地保全事業を含む都市局所管の補助事業につい て、国庫債務負担行為により先行取得する場合、適正な手続に整打ちされた公共性 のある計画である都市計画で決定した事業であることを要件として設定している。 そのため、緑地保全事業については、「特別緑地保全地区等の都市計画決定が行 われた事業」を「計画の確定した事業」として、国庫債務負担行為による土地の先行 取得を認めているところである。したがって、「当該緑地の地権者から緑地保全に対 する同意を得ている事業」であっても、「特別緑地保全地区等の都市計画決定が行 われた事業」でない場合は、「計画の確定している事業」と同意と見なすことはでき ず、国庫債務負担行為による土地の先行取得の対象要件に該当しないものと考え ている。	
13	実態的に法令に根拠 のない農政局協議を 求めている通知の廃 止		【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議 し、さらには近隣関係市町村との協議調整を語った上 での計画策定である場合、県との協議によることで支 障はないものと考えられるため、提案団体の提案の実現 に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市 町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らせ(連絡)、国の立場か ら過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実 質的な協議とはいえない。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみなら ず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう も含めた様々な観点から、この計画をチェックする必要があることが背景 にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地 の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今後の事業では、 近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が 計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事案は当該市町村の土地利用 のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に 確認する意義はこうした点にあるものと思料。 なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けら れており、同法245条の2に依拠するものではないが、連絡調整に当たっては、必要 以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。 (参考) 連絡…相手に連絡すること、相互に意思を合し合うこと 調整…調子を整えて過不足をなくし、程よくすること (広辞苑(第5版)より)	6【国土交通省】 (13)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び 経済産業省と共管) (1)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合 (5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に成しよう とする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63 農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公書局、昭63労働省職業安 定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業 局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされてい る事項については、廃止する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関すること都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との協力があがるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができ、また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労務等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考える。	船員法第101条、第102条		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	<p>船員法に基づく労働行政については、これまで、他の海事関係法令によるソフト・ハード両面に亘る全国的・画一的な基準の適合性確保と一体的に、国において執行してきたところ、これは、船員法に基づく労働行政の執行に当たっては、</p> <p>①広域性を有する海上運送は県境を跨いだ対応を行うことが多く、全国的かつ画一的な対応を迅速かつ適切に取れる体制を有することが必要であるため</p> <p>②海上運送にあつては、遵守すべき条約や法令が多岐にわたり、それぞれが密接不可分なことから、条約・海事関連法令・船舶の構造設備、船舶の運転等ソフト・ハード両面に亘る高度な専門性を有する者が他の海事行政分野と連携しながら行うことが必要不可欠であるため</p> <p>③船員との労働関係や紛争による航行安全上の問題は、海上運送事業の維持や公共輸送網である海上交通の安全の維持と密接なつながりを有しているため、問題が生じないよう、専門的に適切に処理する必要があるためである。従って、引き続き、国において一体的に船員法に基づく労働行政を執行することが合理的である。</p>	<p>①各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連携調整の実績があるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、全国的な統一性は確保できる。また、広域性を有する海上運送について、県境を跨いだ対応が多あるとしても、該当する都道府県間で密に連携を取り合うことで十分可能であり、ひいては、より地域の実情に応じた業務遂行につながっていくものも考えられる。</p> <p>②③高度な専門性を有する者は地方職員にもおり、対応可能であるが、専門性を有する者が不足する地域では、人材の地方移管及びノウハウを持つ職員を育成することで対応可能である。</p>
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期にきている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。本県では2市において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があつたため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一掃に処理した事例がある。その場合、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められないため、下水道用に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だ。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設として認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となつた。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱下水道法第4条	長崎県提案分	環境省、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	<p>下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考へます。なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水道処理域で処理している事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなってまいります。</p>	<p>自治体の財政事業が厳しい中で、し尿処理施設と下水道施設の統合整備は今後多くの自治体で望まれてくると考えております。一方、整備目的の違う施設の統合については、多くの問題がありすぐに方針は出せないも考へております。つきましては、回答にありましたお調査等をおこなっていただき、お互いの施設のあり方について検討をしていただきたい。</p>
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トラックレム認識等に係る事務、倉庫業の整潔等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。なお、国の自己責任分にて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。	倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	<p>1. 倉庫業は、不特定多数の他人から委託を受けた物品の倉庫における保管を行う業であり、その保管機能を通じて物資の供給調整、物品の安定並びに物資の供給の確保等の産業活動及び国民生活に必要不可欠な機能を果たしている。また、倉庫業者が発行する倉庫証券は、倉庫業者に対する委託物返還請求権を有しており、その流通によって商品売買を円滑化し、商品担保金融のための対物借入を供与する等、公益的な機能を有する有価証券であるため、第三者の利益保護と証券の信頼性の確保が必要である。このように、倉庫業は高い公益性を有していることから、倉庫における安全対策等、事業の適正な実施を図ることが重要であり、そのためには国による全国一律の基準によって、倉庫の安全性・公益性を確保することが必要である。</p> <p>2. また、物流分野においては、倉庫業者、海運事業者、航空事業者、港湾運送事業者、トラック事業者等の物流事業者や荷主企業等の国内・国外を問わず広域にまたがって幅広い活動する様々な経済主体が存在しており、倉庫業者も物流拠点としての倉庫を中核としながら、トラック、港湾運送等の他の物流事業者と総合的に実施していることが多く、そのため、事業の適正な運営の確保に当たっては、トラック、港湾運送等の他の関連物流事業者と総合的に一体的に判断する必要があるため、倉庫業の登録等の事務も、国において他の物流事業者と一体的に施策の実施や指導監督を行う方が適切であり、また、効率的である。</p> <p>3. なお、上記の3つに物流の中核を担う倉庫業の発展のために、国では、物流効率化法による総合物流計画の認定を要件として、特定物流事業施設としての倉庫を対象とした規制の特例措置等により倉庫事業者の取組を支援しているところである。</p> <p>4. なお、ご指摘のあった都道府県等が行う建築確認事務、農地転用の許可事務及び開発行為の許可事務は、倉庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法の観点から適合性を確認するものであり、倉庫に限らず、一般的に建築物の建築や土地利用の要する行為に建築確認を要しなければならないものである。したがって、倉庫業法の登録に当たっては、その前提として建築確認が必要とされることとなるが、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。</p>	<p>国が定めた基準に基づき、都道府県が事務を行うことによっても「高い公益性」を確保することは可能である。むしろ地方が行った方が、都市計画、交通状況、物流の内容、自然環境、住環境等地域の実情に応じたきめ細かい指導監督が可能となり、それらの環境に応じた基準によって倉庫の設置が図られることで、国が行う指導監督より公益性を確保することができる。</p> <p>また、都道府県も他の関連事業と総合的に一体的な事業の適正運営の確保に資する指導監督が可能である。</p> <p>倉庫業の登録基準は省令による建築基準法その他の法令により適合していることであるが、建築基準行政は都道府県も担っており、専門力に欠けないと考えないため、登録基準を参酌すべき基準とした上で登録業務の執行は都道府県に委ねたとし、倉庫の安全面の確保は可能と考える。</p> <p>なお、本県から提案している物流効率化法による総合物流計画の認定事務と併せて、倉庫業の登録時の事務についても権限移譲を行うことで、申請者の利便性を高めるものも考へる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>地方運輸局においては、船員と船舶所有者等との間で生ずる海上労働特有の労働条件等に関する個別労働関係紛争を解決せしめる事務を実施している。海上労働については、「陸上から隔離される孤立性」、「医療等の支援や警察権がおよびにくい自己完結性」、「気象・海象により動揺する船内で労働する危険性」、「労働と生活が一体する職住一致」という特殊性がある一方、都道府県等の地域の特性は見受けられない特徴がある。このため、船員、船舶の運航及び船舶の安全等の海事行政を一括して所掌する地方運輸局等が、船員と船舶所有者等との個別労働関係紛争について、自主的解決及びあせんの解決へ導くことが両者にとって有益であり、効率的である。</p> <p>海上を航行する船舶における船員法関係法令の違反事案については、全国的・広域的に本船を巡回し、本船を監督する必要があり、全道の運輸局等が運用して一元的に船舶の運航労務監督を実施することが合理的であり、効果が高い。</p> <p>さらに、各地方運輸局等においては、労働行政に携わる専門性を有する職員を長期的に養成しており、職員のプロモーションの過程で船員労務官をはじめ種々の海事行政の経験を重ねることで適切な監督を実施する人事システムを構築している。このため、新たに都道府県がこのようなシステムを構築することの合理性は乏しく、引き続き国が実施することが効率的である。</p>	
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備		【全国市長会】 提案に賛同する。 ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないように配慮いただきたい。		C 対応不可	<p>頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。</p>	
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>1 物流事業事務の一体的実施による倉庫業の適正な運営の確保 2 物流事業事務の一体的実施による事業者利便の確保 3 倉庫証券の円滑な流通確保には国による倉庫業の事務実施が必要 4 大規模災害時には国による広域的かつ迅速な支援物資物流体制の構築が必要 という観点から事務・権限の移譲は困難である。</p> <p>詳細については別紙の通り。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
749	「南海トラフ地震津波 避難対策特別強化地 域」の指定地域にお ける要配慮者施設 の単独移転を進める 制度改正	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団 地で住宅建設及び生活再建を図ることができるよう、移転者個人がそれぞれ 自己の居住の用に供する住宅を建設する場合に必要な一定規模以上の土地 の整備等を支援し、当該区域からの住居の集団移転を促進するものであるこ とから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務 施設の移転を支援の対象とすることはできない。	
1	河川法に基づく流水 占用料等の徴収方法 を条例で定めること とする規制緩和	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏ま え、流水占用料等の徴収について必要な事項につい ては、条例に委任する、又は条例による補正を許容す るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の 実現に向 けて対応 を検討	○ 占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に 通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴 収する制度となっているところである。 ○ 本提案事項については、「県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申 請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るため」とのことであるが、制 度導入には様々な懸念が想定され、例えば、 ① 各自治体には、新たに申請者へ希望を聴取する事務が発生することに なり、かえって事務の負担が増えないか。 ② 申請者の希望が少ない場合には、果たして行政コスト軽減に資するの か。 ③ 許可期間中の物価変動や税率上昇などで、条例による金額改定をした 場合、年度毎に納入する者との公平性や、都道府県の収入面の問題がない か。また、金額を改定した場合には差額を徴収できる旨の規定を設け、後年 度に徴収するのであれば、徴収事務が煩雑化するのではないか。 などの条例制定上又は制度導入上の課題が考えられるため、今後、各地方 公共団体等の意見も聞きながら、慎重に検討を進める必要があると考えてい る。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (13)流水占用料等の徴収方法(施行令18条2項1号)については、都道府県 の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
10	かんがい用水の目的 外利用における申請 手続き及び財産の処 分等承認基準の緩和	「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整が しっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。 る。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求め る。		C 対応不 可	○ 河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認 請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分 等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その 目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き 占用することは認められない。 ○ なお、要望にあるように畜産用水や工業用水等として使用したいのであれ ば、かんがい用水の水利権を減量し、目的に応じた新規の許可を取って頂き たい。 ○ その場合は、かんがい用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取 水施設等のデータを活用することで、簡素な手続きにできる場合もある。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
361	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し				C 対応不可		
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲するべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。 なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきた境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。		D 現行規定により対応可能	<p>○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求め一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。</p> <p>○ 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>○ したがって、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考えられる。</p>	
51	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>御提案のあった道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示した回答のとおり、対応することはできない。 なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
52	道路標識設置基準の 条例委任適用範囲の 拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法 第45条第2項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する營造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要がある。道路標識設置についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。	現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。 その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理に つながるようにお願いしたい。
302	道路法(道路の構造の 技術基準、道路標識の 基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみ適用されるものであり、県が管理する指定区間外の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。	【現状と支障事例】 ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。 ・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。 【課題解決のための施策等】 ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。 ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を追加していただきたい。 ・委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付) なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付) 【その他】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。	道路法第30条第1 項及び第2項、道路 標識、区画線及び 道路標識に関する 命令	福島県資料1、2	国土交通省	福島県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する營造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要がある。道路構造基準及び道路標識のいずれについても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。	(意見無し)
647	社会資本整備総合交 付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち 維持補修を対象とした もの(港湾施設改良 費統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げ。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1億で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなど採択要件に合致するよう調整する必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。 例えば1港の1施設が要補修となっても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上とならなければ採択不可となるため、車止めや防舷材の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後とも統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 0-2港湾事業 0-2-(1)港湾改修事 業	(参考) 要綱等	国土交通省	長崎県	C 対応不可	国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところ。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行ってきたところです。 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。 今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、事業の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえたものとなるようお願いする。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
52	道路標識設置基準の 条例委任適用範囲の 拡大		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不 可	御提案のあった道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示した回答のとおり、対応することはできない。 なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。	
302	道路法(道路の構造 の技術基準、道路標 識の基準)の条例委 任		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不 可	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。	
647	社会資本整備総合交 付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち 維持補修を対象とし たもの(港湾施設改良 費統合補助事業))	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、市町村の採択要件下限額についても併せて引下げを望む。		C 対応不 可	第1次回答のとおり。 今後とも、港湾施設の老朽化対策の推進にあたっては、地方公共団体の意見を伺いながら、事業事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
79	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立になっているが、従来、一つの交付金事業で自由に活用できていたものが事業間で利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さ	【地域の実情】 松山市の下水道人口普及率は59.9%(H24末)であり、全国平均76.3%(H24末)と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。 【国の方向性】 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。 【懸念の解消策】 水道財政の確実性を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、五箇年計画を策定し、計画的に事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない。従前より、未普及改善事業で調整していたが、防災・安全交付金が削減されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなったため苦慮している。	社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金の計画別流用について(平成23年3月31日改正) 国土交通省説明資料(HP) 社会資本整備総合交付金制度等の関係		国土交通省	松山市	○ 対応不可	○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・被災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切ないと考えます。 ○ 一方で、これまでも交付申請様式の共通化などの運用改善に努めてきたところであり、今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	本提案は、柔軟な交付金間の利活用が行なわれることにより、早期発注や繰越金の減少につながり、円滑な事業執行が行なわれるものである。 また、当然のことながら、インフラ長寿命化計画や老朽化対策については、計画に基づき、適切に進行管理を進めていくため、流用することで元の事業進捗に影響を与えるとは考えていない。 こうしたことから、流用可能とすることは、防災・安全交付金の制度創設趣旨から逸脱するとは考えず、本提案のとおり、よりいっそう使い勝手がよくなる制度に改善することを望んでいる。
87-1	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる(「平成23年度までに着手された事業に限る。若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをほとんどしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「備置支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改善が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属書2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)		国土交通省	松山市	○ 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備総合交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。 ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づき計画に位置づけられているなど、政策的意義の高い都市公園については限定的に、事業費等の交付対象事業の要件を満たした上で、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備を支援することとしている。	先の第2次一括法で策定された「市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準」について、松山市では国の指針等を参照し、整備目標として「10㎡以上」としているが、実際には、約7.0㎡にとどまり、全国平均の9.75㎡と比べても整備が大幅遅れている状況である。 本市では、H8年度からH15年度の第6次都市公園等整備7箇年計画の期間には、1人当たり公園面積が1.28㎡に拡大したが、H16年度に市町合併により0.8㎡追加された以降、H17年度から現在までは、わずか0.1㎡の増加に留まっている。 また、住民を対象とするタウンミーティングの中でも、身近に遊べる公園づくりへの要望が多く寄せられているが、防災や安心安全な生活環境の向上のために整備が求められる中心市街地や周辺住宅地では、まとまった公園用地が少なく現状に加え、厳しい財政状況下から、交付対象事業の面積要件である街区公園の面積(2ha以上)の用地を確保することは非常に困難な状況である。 一方、申請計画で位置づけられた区域内では、面積要件が500㎡に緩和されるなど手厚く支援されているが、その範囲に存する住宅地では適用できないことや、低炭素まちづくり公園では、対象事業要件が緑化率90%とされており、本市が求める道具目やキャッチボールができる広場のある公園づくりに適さないものも考えられる。 都市公園事業について、地方分権に伴う補助金改革が行われたことは重々承知しているが、本市のように依然として整備水準に満たない自治体では都市公園の整備を進めるには、都市公園事業の交付対象事業要件を街区公園程度(0.25ha)に緩和することが必要と考える。
87-2	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる(「平成23年度までに着手された事業に限る。若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをほとんどしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「備置支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改善が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属書2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)		国土交通省	松山市	○ 対応不可	備置支援場所の機能を有する公園緑地は「災害発生時において、主として心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地」(社会資本整備総合交付金交付要綱附属書Ⅱ編)であり、この機能を発揮するために必要な災害応急対策施設等を支援の対象としているところである。なお、交付の対象とはならないが、備置支援場所の機能を有する公園緑地において遊戯施設を整備することは可能である。	災害発生時、帰宅者の支援場所としての機能を発揮する施設としては、テントを張りやすい防災バーゴラ、煮炊きのできるガスツール、防災食料を収納できる防災ベアerpなどといった災害時専用を想定した施設であると理解しているが、近年、複合遊具と災害時時に「仮設遊戯施設」としてテントが張れる機能を設け、子ども達のための、遊具としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合遊具が市販され、他の防災公園には設置しては設置している事例もある。 そこで、防災公園においては、一般化されている防災遊具についても防災機能を有する施設として、本交付対象事業に含めたいという要望がある。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
79	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、社会資本整備総合交付金と費目を分けて、予算を確保しているところです。昨今においても、集中豪雨等の気候変動により大規模化・激甚化した水害・土砂災害等が発生しており、早期発注や繰越金の減少を防止する等の理由により、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p> <p>○ 同一交付金の中での事業間流用等ができる仕組みとしており、円滑な事業執行にあたっては、これらの仕組みを有効活用していただきたいと思います。</p>	
87-1	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。</p>	
87-2	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、大都市部における帰宅困難者の安全な避難経路を確保するための、都心部から郊外部への避難経路の沿道における帰宅困難者のための休憩、情報提供等の場所となることを想定していることから、交付対象施設を休憩所やベンチ、災害応急対策施設などに限定しており、遊戯施設はその対象には含まれず、対応は困難。</p> <p>なお、ご提示の防災道具の詳細は不明であるが、一般的には災害応急対策施設として公園計画に位置づけられている施設であれば、遊戯施設としての機能を兼ねることを妨げるものではなく、社会資本整備総合交付金等の交付対象施設となる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
87-3	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、障害支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(1)市民緑地等整備事業の埋地公園の整備において、要件として定めらるる(平成23年度までに着手された事業に限る。)を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、埋地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性について、別紙・全体版あり	国土交通省	松山市	D 現行規定 により対応可能	借地公園における施設整備については、交付対象事業の要件や処分制限期間等の条件を満たす場合、社会資本整備総合交付金の都市公園事業を活用することが可能である。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(11)の2. 交付対象事業の要件の③では、「平成23年度までに着手された事業に限る。」と制限化されているので、地方公共団体が借地公園で行う施設整備は、現行では不可と考え、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長の要件緩和を提案する。
287	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対策事業の要件緩和	「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進んでいる。 (本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。) このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。) そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	社会資本整備総合交付金 交付要綱 附属第2編 イ-12-(7)		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難である。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。合わせて、「計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況」にある理由が示されておらず、対応が困難である。	維持管理・更新に要する費用については、今後さらに増加すると見込まれているため、維持管理・更新に係る交付要件を緩和し、必要な支援措置を講じていただきたい。
337	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとらわれずに地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら、同交付金についても、従前がある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。このため、地域の安全防災の確保に必要な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必須」という条件を緩和し、従来の補助要件にとらわれずに活用が可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。	本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、地域の約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用しなければ海へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。 上施設は、本市特有の性質によるところが大きい。今までの全国一律的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。 一方国におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたところである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全において重要な施設である抽水場や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。 こうした実態を踏まえ、地方が臨み防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。	社会資本整備総合交付金交付要綱 第6 交付対象事業		国土交通省	尼崎市	C 対応不可	○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところである。その趣旨に沿い、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金において、国費をもって支援すべき事業を基幹事業と位置づけ、併せて地方の創意工夫を生かした取組を支援するため、基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業を効果促進事業として位置づけております。このことから、「基幹事業の必須」という条件を緩和することは、国費の充当の理由を損ねることとなり、適当でないと考えております。 ○ 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	現在の社会資本整備総合交付金は地域の自主性を高めることを謳ってはいないものの、同交付金における基幹事業は全国一律的な補助制度であった従来の補助採択条件がそのまま使われており、地域の自主性を反映できる要件となっていない。基幹事業の必須の緩和が不可能なのであれば、従来の補助要件となら変わらない基幹事業に、地域の実情に応じた条件の設定をすべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
87-3	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	—	—		D 現行規定により対応可能	イ-12-(1)都市公園事業において、借地公園である都市公園の施設整備は交付対象事業として認められている。なお、イ-12-(1)市民緑地等整備事業における借地公園の整備は、緑地が不足する地域において都市公園の整備を一層効率的に推進するため時限的に措置されていたが、平成24年度において、都市公園事業に実績を踏まえた統合を行ったものである。	
287	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	—		C 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となるところ、ご要望にお応えすることは困難。	
337	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	—	—		C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、原次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当分においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げは、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p> <p>○ 今後とも、平均満額位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答		
583-1	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現在の交付要綱にそのまますりされたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつた額の要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつた額の要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改善事業及び堤防改良事業 特定構造物改善事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改善事業の対象外となっている。) ②準用河川改善事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改善事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要綱イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)			国土交通省	山形県	○ 対応不可	【総論】 ○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところ。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行われてきたところ。 ○ 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。	・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望している事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。 ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えられる。 ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の数まで、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。
583-2	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現在の交付要綱にそのまますりされたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつた額の要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつた額の要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改善事業及び堤防改良事業 特定構造物改善事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改善事業の対象外となっている。) ②準用河川改善事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改善事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要綱イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)			国土交通省	山形県	○ 対応不可	【支障事例について】 ①特定構造物改善事業及び堤防改良事業 特定構造物改善事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限らず、重点的に整備を進めたい。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。 堤防改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望している事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。 ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えられる。 ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の数まで、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。
583-3	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現在の交付要綱にそのまますりされたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつた額の要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつた額の要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改善事業及び堤防改良事業 特定構造物改善事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改善事業の対象外となっている。) ②準用河川改善事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改善事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要綱イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)			国土交通省	山形県	○ 対応不可	【支障事例について】 ②準用河川改善事業 準用河川改善事業に係る採択基準については、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきた。	・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望している事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。 ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えられる。 ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の数まで、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
583-1	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>	
583-2	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>	
583-3	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
649	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上とされているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の数において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 0-3河川事業 0-3-(12)大規模河川管理施設機能確保事業		国土交通省	長崎県	D 現行規定により対応可能	事業費50億円未満の河川管理施設については、特定構造物改築事業の交付要件を満たす場合、当該事業において改築が可能。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。
737-1	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実情を反映したものでないことにより、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は郡道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業		国土交通省	香川県	C 対応不可	1)高潮対策事業 本事業は、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきており、現在の採択要件になっている。	本県の高潮対策事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本整備総合交付金における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。
737-2	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実情を反映したものでないことにより、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は郡道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業		国土交通省	香川県	C 対応不可	2)特定構造物改築事業 特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。	本県の特定構造物改築事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本整備総合交付金における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
649	大規模河川管理施設 機能確保事業による 交付対象事業の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。 河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。	
737-1	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されており、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。 ○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、地方の自主性を高めること併せて、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところである。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。	
737-2	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されており、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。 ○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、地方の自主性を高めること併せて、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところである。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
122	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	<p>【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 しかしながら、長寿命化対策の重要度、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。</p> <p>【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設があるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。</p> <p>【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱附編第Ⅱ編「特定構造物改築事業」		国土交通省	石川県	C 対応不可	<p>特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。</p>	<p>特定構造物改築事業については、これまで、長寿命化計画策定・変更に対する事業費要件を撤廃するなど、制度拡充を図っていたが、総事業費が4億円未満の施設の長寿命化対策実施については制度拡充の対象になっておらず、今後は更に、これらの施設の老朽化が進行し、洪水時には動作不良による浸水被害の発生が懸念されている。</p> <p>今回の提案は、予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、事業費の多寡にかかわらず、各地方公共団体の数で、周辺の人家・資産等への影響も勘案し、優先順位をつけて、必要とする河川管理施設の長寿命化対策を実施できるよう、特定構造物改築事業の交付対象の事業費要件の撤廃を提案するものである。</p>
650	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	<p>【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の数において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3-河川事業0-3-(13)特定構造物改築事業		国土交通省	長崎県	C 対応不可	<p>特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。</p>	<p>回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。</p>
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	<p>【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の数において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3-河川事業0-3-(11)堰堤改良事業		国土交通省	長崎県	C 対応不可	<p>堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。</p>	<p>回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
122	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○ 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところ。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討することとされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところ。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>	
650	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			○ 対応不可	<p>維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。</p> <p>河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。</p>	
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			○ 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところ。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討することとされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところ。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の数値で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))に該当する事業であって、」を削除。財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえ、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家としてインフラ長寿命化基本計画を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業」に該当するとの制約が付されている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3-(2))		国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	○ 対応不可	広域河川改修事業は、一定規模以上の事業において限定し、重点的に整備を進めることにより、効率的かつ効果的な整備を図ることを目的としている。 平成26年度に新規制度として創設した施設機能向上事業は、広域河川改修事業のうち既存の河川管理施設の機能向上を図るために行うものを切り出し、重点的に整備を進めることを目的として創設している。	「施設機能向上事業」を新設したことについては、評価している。しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で局地的に発生している状況に鑑みると、小規模な河川管理施設の機能向上についても地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。再度、拡充に向け御一考いただきたい。
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の数値で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件(2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえ、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家としてインフラ長寿命化基本計画を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象要件として「…4億円以上…」との制約が付されている。この「交付対象事業の要件」を「…1.5億円以上」と規制緩和が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))		国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	○ 対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で発生している状況に鑑みると、ダムの適切な維持管理の重要性は規模の大小に関わらず一層増しており、地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。再度、拡充について御検討いただきたい。
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の数値で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改修事業」の「(イ)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対しては「現在の技術基準」に照らして」に拡充。「緊急改修」総合流域防災事業における砂防設備等緊急改修事業(以下、「緊急改修」)の事業実施要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防設備等が対象となっている。しかし、土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象とする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改修の採択要件に不適合な施設を単独で対応するのは難しい。緊急改修の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改修事業(ロ-8-(1)中)		国土交通省	徳島県・大阪府・兵庫県	○ 対応不可	砂防設備等緊急改修事業は、地域における安全の向上を図ることを目的に、都道府県が管理している既設の砂防設備及び地すべり防止施設について、改修を行う事で既存の砂防設備等を有効活用するものである。 また、平成26年度予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。しかしながら、土石流区間以外(掃流区間)における砂防設備には昭和30年代以前に設置され、品質や耐久性の劣っているものが多く、破壊されれば被害が広範囲に及ぶ恐れがあることから、地域における安全の向上を図るため、改修の必要性がある。再度、拡充について御検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。				C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。</p> <p>こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。</p> <p>こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。				C 対応不可	<p>施設の長寿命化を図る観点から、まずは現在の施設の状況について評価を行い、長寿命化計画を策定することが重要であると考えます。</p> <p>砂防設備等の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいります。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
106-1	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	<p>占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第7条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可が可能な施設等に駐輪場を設けられる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。</p> <p>駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。</p> <p>金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がります。また、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がります。</p> <p>このようなことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。</p>	<p>都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第24 条関係)</p>		国土交通省	金沢市	D 現行規定 により対応可 能	<p>【都市公園法関係】 都市公園法第7条では、地下に設けられる公共駐車場を占有物件として規定しており、都市公園の地下を占有し、平等の条件で一般に公開される自転車駐車場についても、政令で定める技術的要件を満たすことと条件に、占有物件として設置可能である。</p> <p>なお、都市公園においては、その空間の自由な利用が都市公園の効用の一部となっており、占有物件としての公共駐車場については公園利用の妨げになる虞があることから、地下への設置に限定しているところである。</p>	<p>・本市では、「金沢まちなか自転車利用環境向上計画」を策定し、自転車の安全・快適な利用の促進を図っており、自転車の放置についても禁止区域を設定し、放置防止に取り組みしているところである。</p> <p>・自転車は、気軽に利用できる交通手段であることから、自転車駐車場が目的地から少しでも離れていると利用せず、目的地の近くに駐車してしまうことから放置が発生していると考えられる。</p> <p>・このような状況から、地上の利便性の高い場所に小規模な自転車駐車場を新たに設けることが放置自転車を減らすための有効な手段の一つであると考え検討しているが、駐車場として利用できる土地がなく苦慮しているところである。</p> <p>・一方で、まちなかで本市が設置している公園は、小規模な公園を多数設けているが、その規模から地下に公共自転車駐車場を設置することはコストや管理の点から困難である。</p> <p>・都市公園においては、公衆電話所や太陽電池発電施設等が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさない等の要件を満たす場合に占有が認められており、自転車駐車場についても同様の要件を満たす場合に、限定的な占有を可能とする余地はあると考えている。</p>
106-2	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	<p>占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第8条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可が可能な施設等に駐輪場を設けられる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。</p> <p>駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。</p> <p>金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がります。また、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がります。</p> <p>このようなことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。</p>	<p>都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第23 条関係)</p>		国土交通省	金沢市	D 現行規定 により対応可 能	<p>【河川敷地占用許可準則関係】 河川敷地占用許可準則では、占用の許可の目的とすることができる一般的な施設を列挙しているところであり、これら列挙された施設に限定されるものではない。</p> <p>駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、例えば、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として位置づけるなど、現行基準の中で整理することが可能である。</p>	<p>現行規定で整理可能である旨了承した。 各自治体にも周知していただきたい。</p>
107	樋門の最小断面の緩和	樋門の最小断面は課長選定により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるように最小断面の条件を緩和したい。	<p>河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長選定(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の期間を保持し開口する「バランサウエイト式フラップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。</p> <p>今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋門の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。</p> <p>求める制度改正の内容は、例えば、選定を改正して、内径1.0mという基準にとらわれることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋門のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能としたい。</p>	<p>河川管理施設等構造 令第47条第2項 課長選定16令第47 条関係(2)</p>		国土交通省	金沢市	C 対応不可	<p>従来、小口径パイプにおける樋門に土砂や流木等の堆物が詰まった場合に、その排除の手段に窮している事例があることから、当該規定が定められている。昨年、幅0.8m、高さ0.9mの矩形断面の樋門において列車による閉塞が発生しその撤去が困難であった事例があり、その他にも、内径1mの樋管において土石の堆積の排出が困難となった事例がある。このため、当該規定の緩和を行うことは不相当である。</p> <p>なお、当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。</p> <p>同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特務構造河川管理施設等認定実務要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。</p>	<p>・今後、樋門の設置にあたっては、回答の手続きを踏まえ、検討していきたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
106-1	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	都市公園は、公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。都市公園の利用者を対象としない公共自転車駐車場については、公園としての効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならないので、地上での占用については認めない。 なお、自転車利用者が当該都市公園の利用者となる場合には、公園施設(便益施設)として、地上に駐輪場を設置することが可能である。	
106-2	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	○河川敷地占用許可準則で定める占用施設の位置づけについては、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)において明らかになっており、現行規定で整理することが可能であることについては、既に各自治体へ周知しているところであるが、今後も事務連絡等で周知していきたい。 「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)記7(1)「占用施設を…各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることを明らかにしている。」	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (1)河川敷地の占用許可(24条)について、通知において例示している一般的な施設のほか、駐輪場については、当該施設の公共性を勘案して、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」等として、占用許可の目的である施設となり得ることを、地方公共団体に情報提供する。
107	樋門の最小断面の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。 ○同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。 ○手続きを進めるに先立ち都道府県、地方整備局の河川担当部署に相談していただくとして、現行規定により円滑に進めていただきますようよろしくお願いします。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (1)樋門の構造(河川管理施設等構造令(昭51令199)47条2項)について、国土交通大臣がその構造が同項の規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であること(同令73条4号)等を、地方公共団体に改めて情報提供する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
294	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 規模拡大のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。	建築基準法第20条第1項第2号、第25条		国土交通省	三重県	○ 対応不可	建築基準法第20条の規定では、建築物が地震等に対して安全な構造とし、国民の生命・財産を確保するために、必要な構造方法や構造計算の方法を定めており、畜舎等に関しては、その構造・用途の特性に見合った特別な基準としているところである。 法第25条の規定では、畜舎等も含め、木造の大規模建築物は火災が発生した場合に大規模の火災となる危険性が高いことから、周囲の建築物と近接しており外部からの延焼のおそれがある部分については、防火構造とすると必要な規制を定めているところである。 このように畜舎等に関しては、その構造や用途の特性に配慮しつつ、地震時、火災時の安全性及び国民の生命・財産を確保するために必要な基準を定めているところであり、コスト増加を理由に緩和するのは困難であると考ええる。	○ 畜舎を取り巻く情勢は、飼料価格や燃料価格、農業用資材価格の高騰により、生産コストが上昇し、収益性が低下するなど、大変厳しい状況にある。畜舎等の設計・建築や畜産施設の維持管理等についても一層のコスト削減を図ることが必要となっていることから、他の建築物と近接して設置されることは少なく、人間の滞在強度(滞在する密度、頻度)が小さいことなどを勘案して、畜舎についてはさらなる基準緩和を進めていただきたい。
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。 また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻発に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。 以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応することが必要と考える。	建築基準法第80条		国土交通省	さいたま市	○ 対応不可	建築審査会は、私的財産権に直接関わる事項について拘束力を有する判断を行う準司法的な機関であり、建築行政の根幹に関わる判断を行う極めて重要な権限を有する。 建築審査会の事務が公正・公平な判断のもと適切に実施されるためには、全国的に同水準の審査体制・審査基準が整備されていることが必要であるため、建築審査会委員の任期についても、一定の統一期間ごとに委員の適格性を判断の上任命することが必要である。 このため、建築基準法第80条第2項において、委員の再任については特に回数の制限無く認めているところであり、ご提案の目的である地域の実情に応じて柔軟に対応することは可能であることから、ご提案の任期の設定方法の規定の緩和については、対応不可であると考ええる。	全国的に同水準の審査体制、審査基準が整備されていることが必要であるとしているが、委員の定数ほか建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に關して必要な事項については、すでに条例委任されており、任期のみ全国一律の基準とする必要はないと考える。また、委員の酌量性を判断する必要があることは理解するが、判断の時期を全国一律に2年とする理由についても明確ではないと考える。例えば、委員の任期について2年とすることを参酌基準とした上で、権限移譲することはできないか再度検討していただきたい。
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋めそく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋めそくの基準値の引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋めそくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋めそく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが県単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3・2・(六)の「河道が著しく埋めそくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋めそくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担業務取扱要綱第14・(二) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第3・2・(六)	別紙あり	国土交通省	長崎県	○ 対応不可	河川の埋塞に関しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項第6号において、「維持上又は公益上特に必要と認められるものを」を除き、災害復旧事業の適用対象外となっており、同法事務取扱要綱第14(2)において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、河道が著しく埋めそくしたため、破壊した場合、堤防、護岸等が破壊した場合、流水の疎道を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は時期出水でこれらのおそれがある場合の当該埋めそくに係る災害復旧事業としている。 この基準は、通常の河川維持工事として対応すべきまでの災害復旧事業の対象となることは不適切であることから、設けられている基準である。 このため、当該条件に満たないものは通常の河川維持工事として対応すべきところ、提案にあるように、単に、当該条件に満たない箇所が多いという理由のみをもって、採択条件の緩和をすることはできない。 なお、採択基準に満たない場合でも、全額起債対象となる一般単独災害復旧事業が適用されることである。	回答については了解するが、顕発する災害の復旧を適切に行うことがこれまで以上に重要となってくることから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いします。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
294	畜舎等の建築基準等の緩和				対応不可	<p>○ 建築基準法(以下「法」という。)第20条については、建築物に常時負荷されるものではない積雪荷重等については、畜舎等には人が滞在する時間が少ないことを踏まえ、構造計算において考慮すべき荷重を緩和しているところである。</p> <p>○ 法第25条については、建築物から一定以上離れている場合には、外壁等からの延焼のおそれがないことから、外壁等を防火構造とする必要がないこととしているところである。また、屋根を一定の構造とすることについても、法第84条の2に基づき、開放的な構造の畜舎については、一定の基準に該当する場合、適用を除外しているところである。</p> <p>○ このほか、畜舎に適用される主な規制として、法第26条に基づく防火壁の設置等があるが、これらについても、滞在する人が少ない畜舎については、建築物から一定以上離れていること等を条件に、適用を除外しているところ。</p> <p>○ このように、畜舎については、ご指摘の、他の建築物との近接状況や人の滞在頻度等を考慮して適切な緩和措置を講じているところであり、人が滞在する際における構造安全性、避難安全性の確保等の観点から、これ以上の緩和は困難である。</p>	
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】委員の再任について回数の制限なく認められていることもあるため、規定の緩和については実態を踏まえ検討されたい。		対応不可	<p>○ 建築審査会は、行政不服審査法の特例として、特定行政庁、建築主事等の処分等に係る不服申立ての審査庁となる準司法的な機関であり、行政不服審査法に基づく行政不服審査会と同様に、全国統一的な体制において適切な審査が行われる必要があるとともに、一定の建築物について建築基準法の適用を除外する際の同意事案なども行っており、適切な審査が行われない場合には、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがある。</p> <p>○ 委員の任期は、全国統一的な体制において適切な審査が行われるために最も重要となる委員の適格性について、職種要件・欠格要件への該当性を全国一律の期間ごとに確実に確認するために設けられているものであり、議事等は条例に委任しつつ、委員の任期等を法定し、全国一律の基準としていることについては、合理性があると考えている。</p> <p>○ なお、前回回答にお示ししたとおり、委員の再任は可能であるところ、具体的な支障があればご教示願いたい。</p>	6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (2) 建築審査会の委員の任期(80条1項)は、条例(制定主体は建築主事を置く市町村及び都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋そく)		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		対応不可	<p>○ 地方公共団体の意見も聞きながら、今後も適切な災害復旧事業の推進に努めてまいりたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
58	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	補助制度の趣旨は、あくまで地域の協議会において作成された計画に基づく事業を前提として国庫補助を行うこととしているため廃止は困難であるが、例えば、軽微と認められる計画内容の変更について手続きの簡略化が可能かどうか別途検討することとする。	6【国土交通省】 (20) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii) バリアフリー化設備等整備に対する補助については、ノンステップバスの導入台数を削減する場合等について、手続きを簡略化する。
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。	
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和				C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させるためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。 また、地域の商工団体、観光協会等が法人格の取得、区分経理、民間人材を含めた観光地域づくりマネージャーの確保等の要件を満たしていれば、これらの団体を観光地域づくりプラットフォームとすることが可能であり、地域の商工団体、観光協会等の人材を活用した地域の実態に即した運用が行われることは望ましいものと考えている。	6【国土交通省】 (18) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平20法39) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平20農林水産省・国土交通省告示3)に基づき、観光地域づくりプラットフォームの構成員とされている観光地域づくりマネージャーについては、民間からは1名を確保すればよいことを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する登録実施業務の移譲・観光地域づくり相談窓口の移譲)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施業務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施業務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を置くものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録と今後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条		国土交通省(観光庁)	神奈川県	C 対応不可	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施業務の移譲】 国際観光ホテル整備法については、現在観光庁において制度全体の基本的見直しを検討しているところである。 かかる状況において、現行制度を前提とする登録事務のあり方について検討することは有意義ではなく、現時点で左記提案事項を認めることはできない。	現行制度がある以上、登録と今後の報告、検査の実施主体が一致しない場合があるわかりにくい制度であることや、登録を行う者の利便性を向上させることについて検討することが有意義でないとは言えない。 こうした課題解決や利便性向上につながる都道府県への権限移譲を、見直し後の制度にも反映するべきである。 H26.7月に行われた「総務省の行政評価結果に基づく動向」においては、「登録ホテル・旅館について、登録義務者に課される義務を遵守させるための国の取組はほとんど行われておらず、登録制度が機能していない状況が認められる」と指摘されている。 また、本県においてもH24まで検査の依頼を国から受けて実施した実績があり、このことから国においてきめ細かな取組が十分に行われているとは言い難い。 これらを踏まえ、住民に身近な行政である都道府県に移譲することで、より住民にわかりやすい制度となり、また、きめ細やかな指導監督が可能となる等、登録制度の実効性担保の観点からも意義が大きいと考える。 よって、技術的見直しの過程において議論の上、都道府県への権限移譲を、見直し後の制度に反映すべきである。
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する登録実施業務の移譲・観光地域づくり相談窓口の移譲)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施業務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施業務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を置くものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録と今後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条		国土交通省(観光庁)	神奈川県	D 現行規定により対応可能	【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設け・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体が観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。	現在、地方運輸局が行っている相談窓口業務は全て都道府県において実施可能であり、国と県の二重行政とならないよう、利用者の利便性の観点から都道府県に一元化すべきである。ひいては、国の行政改革にも資すると考える。
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業務取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の作成が可能な旅行者の参加が少くない。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を産出し、実施させるを得ない場合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験コンツアー等)では、旅行業登録がないことから、旅行者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。 一方で、近年は地域での着地型旅行商品に方向性を見出し、新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討会提言」(平成25年4月)等)がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時と比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補充されると考える。	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条		国土交通省(観光庁)	長野県	C 対応不可	営業保証金供託義務及び旅行業務取扱管理者選任義務は、旅行取引の公正及び消費者保護を図る上で重要であり、これらの規定を過疎地域であること、対象を行政限定することのみを理由に免除・緩和することはできない。 なお、営業保証金供託義務については、旅行業協会に加入することでその5分の1の金額の弁済業務保証金付担保(地域限定旅行業の場合20万円)を納付することで足りる。	本提案は、過疎地域市町村が地域振興や少子化対策のためのイベントなど(例、農村体験ツアー、婚活ツアー)を企画する際に必要となる交通や宿泊などを独自に手配可能とすることで、地域の課題解決の取組みを支援することを目的としており、市町村が実施主体のため、トラブルが発生した場合は責任ある対応が可能であり、消費者保護の観点からは問題ないとする。 なお、市町村による募集型企画旅行の適切な企画・実行を担保するため、研修会では旅行業務取扱管理者試験科目の内部に準じた①法・規則などの旅行業約款・運送約款・宿泊約款②国内旅行業務について解説し、知識・能力の確認のための修了試験を実施することを予定しており、この点からも消費者保護を担保できるものと考ええる。 また、他法令(宅地建物取引業法)では取引の公正が確保されることをもって、地方公共団体を適用除外とする例もあり、旅行業法においても取引の公正が確保されると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	いただいたご意見のとおり、今後、本制度の抜本的見直しに関する検討を行う過程において、ご提案のあった登録制度等の都道府県への権限委譲についても議論を行ってまいりたい。	4【国土交通省】 (1)国際観光ホテル整備法(昭24法279) ホテル及び旅館の登録制度の在り方については、旅行者及び業界の意向やニーズを調査し、その結果等を踏まえ、抜本的な見直しも視野に入れて検討を行い、平成27年中に結論を得る。
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体においても観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。 なお、国の観光地域づくり相談窓口は、全国各地の事例や各省庁の施策などについて全国的見地から情報提供を行っているものであり、国と県の二重行政となるとのご指摘は当たらないものと考えます。 また、観光地域づくり相談窓口では、相談内容に対して全国各地の事例や国土交通省に留まらず広く各省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介等の情報提供を行っているが、このような情報はこれまでも都道府県との共有に努めてきたところであり、今後も引き続き、都道府県との情報共有を強化するとともに、都道府県が実施する施策との連携を図ってまいりたい。	
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご指摘の「観光産業政策検討会提言」に加え、本年5月にとりまとめた「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」においても、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大が提言の一つとしてなされており、その重要性については認識している。現在、本提言を受け、市町村による商品造成・販売を含め、今後の旅行業法制度のあり方について検討を行っているところである。	6【国土交通省】 (6)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業を営む地方公共団体については、営業保証金の供託義務(7条1項)及び旅行業業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
770	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行った方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときには、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防敵材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	港湾法第52条、第54条		国土交通省	兵庫県、大阪府	D 現行規定 により対応可能	<p>国が直轄工により整備した港湾施設は、国の行政財産であり、原則としては国有財産法に基づき国土交通大臣が管理すべきものである。</p> <p>しかし、港湾法では、港湾の管理は港湾管理者に一元化されていることから、国が直轄工により整備した港湾施設についても、管理権限に制約はあるものの、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理できるよう、国有財産法の特例として、管理委託が可能とされているものでもあり、制度そのものを廃止することは適当ではない。</p> <p>また、国有財産法により、原則的に行政財産の処分等はできないこととされているが、国有港湾施設については、港湾法第53条に基づく譲渡を受けることができるため、現行制度で行政財産の管理権限の移譲をすることは可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理受託者たる港湾管理者は、受託に係る国有港湾施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって常に管理しているため、原状変更等を行う場合の国の承認の義務付けは不要である。 ・このような国による過度の義務付けを廃止するために、港湾施設の管理権限そのものを都道府県に移譲すること。 ・なお、港湾法に規定されている譲渡は有償譲渡であるが、本県は有償譲渡を受けることは想定していない。
880	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に対する経費制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と節節する白島新駅の整備を平成27年度の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート構定の見直しを進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通株:広島市出資比率51%)が実施するインフラ施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条		国土交通省、総務省	広島市	D 現行規定 により対応可能	<p>地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起すことができることとしている。</p> <p>広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行うインフラ施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独一般事業の対象となる。</p>	意見なし
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する経費制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティレール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティレール化)として行う法協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を提出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティレール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことと、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活性化に関する法律		国土交通省、総務省	広島市	C 対応不可	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」という)においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では充分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要と考えられる取組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた計画に係る事業に対する法律上の特例措置を講じることにより、当該事業の促進を図ることとしている。</p> <p>法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。</p> <p>以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティレール化)については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例を措置することはできない。</p>	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
770	国有港湾施設の管理 権限の国土交通大臣 から港湾管理者への 移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手分け方 式や社会実態による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。			C 対応不 可	<p>○ 国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要な ものとして国が直轄事業で整備した施設であることから、用途変更 や原状変更等がなされる際には、当該施設の本来の用途や目的 が妨げられないよう、国が責任をもって確認する必要があることか ら、これらに関する国土交通大臣の承認は不可欠である。</p> <p>○ なお、ご提案にある小型防眩材の設置など、軽微な変更につ いては、事務手続きの負担を考慮して、部局長の承認を要しない こととしている。</p>	6【国土交通省】 (2) 港湾法(昭25法218) 国有港湾施設の管理受託者による原状変更の大臣承認(施行令17条の6)に ついては、事務の円滑化を図るため、大臣承認を要しない軽微な変更の範囲 を、管理受託者に通知する。
880	新交通ネットワークに おけるインフラ外施設 の整備及び設備更新 に対する起債制限の 緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。		D 現行規 定により対 応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体 との間で確認している。	
881	地域公共交通の利便 性向上に資する事業 に対する起債制限の 緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答 で納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
210	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特別市以外に設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするともに、開発審査会を設置できることとする。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項		国土交通省	越田市	D 現行規定 により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていないと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたこととあり、当該制度の活用を検討された。	都市計画法上、開発許可権限を有する市には開発審査会が設置されているが、事務処理特例制度により開発許可権限を有する市は開発審査会を設置できないというのとは、どちらとも実質的には同様の権限を有していることを確めると均衡を欠いていると思われる。設置を希望する市には権限を法定移譲し、開発審査会の設置を可能とする道筋は検討できない。 本提案は、市街化調整区域における住宅整備を限定しない開発許可についてのものであり、市街化区域および住宅整備に特化された立地適正化計画制度の活用は困難である。
221	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づき都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的な理由として、本市のまちづくりを具現化する観点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、業務処理特例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)については、当該運用基準とは異なることとなる市独自の基準を設定できるとは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、業務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。	都市計画法第29条第1項		国土交通省	中津市	D 現行規定 により対応可能	現行制度においても、業務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第30条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。 御指摘の業務処理特例条例により、当方の目的が達成されることは十分承知しているところであるが、例えば、基地埋葬法において同条例により基地経営等の許可権限が既に市に移譲されていたにもかかわらず、一括法により改めて市に当該権限が直接授けられた要件があるところである。 本市としては、開発行為の許可権限を特例市の長まで授けられている実態を踏まえ、また、本年6月の地方分権改革推進会議による「個性を活かし自立した地方をつくる」、「新たなステージへ地方分権改革の更なる展開」という提言に際し、都市のブランドデザインに影響する開発行為の許可権限は、単手方式によりやる気のある基礎自治体に対して法律が直接授けすべきものとする。	
429	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めることにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市(市長)の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市(市長)の許可を受けなければならない、と改正する。 (上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	【具体的な支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することとなる。 しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間経済活動を円滑に進めていくための妨げになっている。 【制度改正の効果】 希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2か月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特色、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、地域の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされているが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自治体・自立した思いの持ち主を目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせたい提案をするものである。	都市計画法第29条第1項、第78条第1項	別紙あり	国土交通省	東広島市	D 現行規定 により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていないと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたこととあり、当該制度の活用を検討された。 また、現に開発審査会を設置されている指定都市等と比較して、県の開発審査会に諮問する場合には、開催までに相当の時間を要している実態があり、現行法における対応では解決が困難であることから、再度の検討をお願いしたい。	本市が求める措置の具体的な内容は、都市計画法第29条第1項に基づく許可権限の付与に関して法改正を求めた希望であり、現行法において移譲は困難である旨の回答では本市からの提案に対する直接的な回答となっていない。 過去の議論では、「開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共団体の付属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決等を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設置するのが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市に、一律に開発審査会の設置権限を移譲することは困難である」との回答が示されているが、開発審査会を設置する理由は、法第34条第14号は裁量的な要素が多く、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう学識経験者から構成される第三者機関の判断を基礎として開発許可権限が許可権限を行使するものであり、審査会として適切な運営が行われるのであれば、市が設置することで支障はないと考える。 なお、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」における立地適正化計画制度は、既存の市街化区域において建築制限を設定するものであり、人口が増加している本市において適用できるものではなく、市街化調整区域における本市の問題解決を図れるものではない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見	区分	回答			
210	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにすべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】提案に賛同する。市への移譲については、事務処理特例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求めている。なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助産して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではない。 ○ 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助産して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではない。 ○ 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること、都道府県を明らかにする技術的助言を発生させることについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	5【国土交通省】 (1) 都市計画法(昭43法100) (2) 開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。		
221	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都道府県との協議が整った場合には、法律により希望する市町村に移譲できるようにすべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】市への移譲については、事務処理特例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求めている。なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助産して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではない。 ○ 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助産して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではない。 ○ 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議、同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。 よって、「開発許可基準を独自に条例で定めたい」という本提案については、開発許可基準を希望する市町村へ移譲するための制度改正をすることなく実現することが可能であることから、まずは現行制度を活用することを検討されたい。			
429	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにすべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】市への移譲については、事務処理特例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求めている。なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助産して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではない。 ○ 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助産して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではない。 ○ 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること、都道府県を明らかにする技術的助言を発生させることについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	【再掲】 5【国土交通省】 (1) 都市計画法(昭43法100) (2) 開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとしている。都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。本町は、町域が小さい(19.02km ²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区域画定など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。 ※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとしている。都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。 本町は、町域が小さい(19.02km ²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区域画定など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。 ※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。			国土交通省	酒々井町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」といって拒否権を留保した上で協議を行うこととされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制・経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。	地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主的な地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることを言えたい。 しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。 平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方が挙げた地方分権の取組により、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様にも町村も一律に協議とすることを要望したい。
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないが、第1次一括法の義務付け・特付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」・「町」・「村」で都道府県の関与に差が生じている。 【制度改正の必要性】 首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模が大きい市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制・経験等が不足しているの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一括化するべきである。	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	本件については第4次一括法(平成26年5月28日成立)に向けて提案していたものであるが、第4次一括法では実現できなかったものである。	国土交通省	全国町村会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」といって拒否権を留保した上で協議を行うこととされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制・経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。	首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制・経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一括化するべきである。 今回の所管省からの回答は過去の勧告で議論が出ているので「対応不可」というのだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に促して取り組みを促進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案とより前向きな検討をお願いしたい。
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として都市公園法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合を加える。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の21に定められている。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとなり、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公衆の健康や住居の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会が設けられていることから、「都市計画マスタープラン」定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由ではなく、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。 【制度的な支障事例】 ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱 旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることによる市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。 ②長期未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るという状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25m ² /人となっており、平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	都市公園法第16条		国土交通省	芦別市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公法上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者が土地物件に係る権限を借入れにより取得した都市公園について、当該借借契約の終了又は解除によりその権限が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。 都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、「提案の内容及び②の「公法上特別の必要がある場合」に該当する」と判断される場合には、現行法上可能である。	都市公園法第16条及び都市公園法運用指針は、過去の判例などから厳格に判断せざるを得ず、社会経済情勢の変化に対応した弾力的な運用を妨げていると言わざるを得ない。 都市公園法運用指針は技術的助言ではあるものの、そこでの例示が、「少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要」に満たしているところであり、土地収用法に係る過去の判例においては、「特別の必要」があるとは、当該土地等について、それが現に供されている事業にそのまま供され続けることによってもたらされる公衆の利益とそ事業は別個の新しい事業の用に供されることによってもたらされる公衆の利益とを比較衡量し、後者が前者を上回ることをいう。とされていることから、これらの観点も踏まえて、本市の様々な他の事業の用に供する予定がない都市公園の廃止は極めて難しいと考えられる。 このため、本市が提案させていただいた、都市公園法第16条第1項に第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針」に定められている場合」を加える、または、同法同条同項第1号の規定による「公法上特別の必要がある場合」から「特別」を削除する、あるいは技術的助言において他の例示を追加する等により、土地収用法に規定する程度に満たない必要性であっても、自治体の判断と責任において都市公園の廃止を行うことが可能であることを明確にすべきと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答		
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管者からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。 こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支援はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今後の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管者からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。 こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支援はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今後の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。	【再掲】 6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止(長期未着手である都市公園の廃止を含む)は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化するべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的な手法については、検討して参りたい。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し、公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。